

雫石町一般廃棄物処理基本計画

<平成30年度～平成39年度>

～ごみの減量化・資源化の更なる推進～

平成30年3月

雫石町

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 他の計画との関係	2
(3) 計画対象区域	4
(4) 計画の範囲	5
(5) 計画期間	5

第2章 ごみ処理に関する基礎資料等

1. 町の概況	6
(1) 位置	6
(2) 人口及び世帯数の推移	7
(3) 産業の動向	8
(4) 土地利用	9
(5) 第二次零石町総合計画との関係	10
(6) 零石町環境基本条例との関係	11
2. ごみ処理の現況及び課題	13
(1) ごみ処理フロー	13
(2) ごみ処理体制	14
(3) ごみ処理の実績	16
(4) ごみ処理の評価	34
(5) 課題の抽出	35
3. ごみ処理行政の動向	36

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み	37
(1) 人口及び事業活動等の将来予測	37
(2) ごみ発生量の将来推計	37
2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	38
(1) ごみの排出抑制のための取組み	38
(2) 再資源化の方法	40
(3) リサイクル率の目標	40
3. 分別して収集することとしたごみの種類及び分別の区分	40
4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	42
(1) 収集運搬計画	42

（２）中間処理計画	44
（３）最終処分計画	45
５．ごみ処理施設の整備に関する事項	46
６．その他ごみの処理に関し必要な事項	47

第４章 生活排水処理基本計画

第１節．生活排水処理基本計画の概要	48
１．計画の目的	48
２．計画の位置づけ	48
３．計画対象区域	49
４．計画期間	49
第２節．生活排水処理の現状	50
１．生活排水の処理体系の現状	50
２．生活排水処理形態別人口の推移	51
３．し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬・処分の状況	52
４．し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移	53
第３節．生活排水処理の将来予測	54
１．処理形態別人口の将来予測	54
２．し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測	55
第４節．個別計画	56
１．汚水処理計画	56
２．収集運搬計画	56
３．中間処理・最終処分計画	56
４．管理運営計画	56

資料

◇循環型社会形成のあゆみ	1
◇関係法令等の概要	6
◇雫石町環境審議会委員名簿	8

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき、市町村が生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み、地域の開発計画等を踏まえた上で、町内で発生したすべての一般廃棄物の適正な処理を行うため策定するものです。

国では、大量生産・消費による社会経済活動から脱却するために、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法等を制定し、また個別物品の特性に応じて規制を定める「個別のリサイクル法」も制定して、天然資源の消費抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指しています。

当町では、平成20年に施行された雫石町環境基本条例において、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を促進することとしており、その中でもごみの減量化とリサイクルを推進するため、町民・事業者のご理解をいただきながら、廃棄物の発生抑制や適正な分別収集・処理及び資源の有効な活用を図るなど、ごみの排出抑制、資源リサイクルを基本とした施策に取り組んで参りました。

今回の策定は、現行の一般廃棄物処理基本計画が平成29年度を目標年次と定めた計画であったことから、これまでの取り組みの検証を行った上で、社会情勢の変化や廃棄物・環境行政の動向を踏まえて、本町の一般廃棄物処理に係る新たな雫石町一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この雫石町一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法など国の法制度や岩手県廃棄物処理計画、町の総合計画等の関連計画との整合性を図り、本町の一般廃棄物処理に関する最上位計画として位置づけます。

また、本計画は、ごみの処理に関する計画である「ごみ処理基本計画」と、生活排水処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの計画で構成されます。

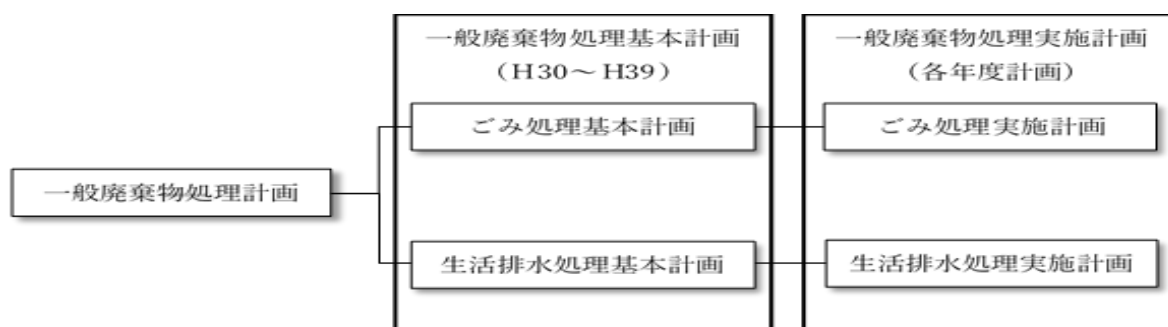


図1 一般廃棄物処理計画の構成

(2) 他の計画との関係

当町は、滝沢市とで構成されている滝沢・雫石環境組合において、一般廃棄物の処理を行っていることから、滝沢市との間で密接に連絡を取り、相互の一環廃棄物処理基本計画に齟齬をきたさないよう努めています。

なお、一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に目指すことが重要であるとされており、関連する計画としては、以下のような計画があります。

①環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものです。計画では、重点分野政策プログラムの一つとして、「物質環境の確保と循環型社会の構築のための取組み」が位置づけられています。

②循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。第三次循環型社会形成推進基本計画では、循環に特化した施策として特にも3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組強化、有用金属の回収など3Rの推進と資源の有効利用について掲げられています。

また、循環型社会形成に関する取組指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が設定されています。

③廃棄物処理法基本方針

廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）においては、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とされています。市町村は、この考え方を基本として、当該市町村の一般廃棄物処理基本計画を策定することが適当であるとされています。

④廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、5年ごとに策定されているもので、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に則して定められるものです。

現行の計画では、現在の公共廃棄物処理施設の整備状況や社会環境の変化を踏まえたことを特徴として、3Rの推進、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調されています。

⑤岩手県廃棄物処理計画

都道府県は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定により、廃棄物処理法基本方針に則して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「岩手県廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

岩手県廃棄物処理計画においては、前期の計画から引き続いて、一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する基本的事項、また東日本大震災津波によって新たに発生した課題の解決を図ることが定められています。

なお、岩手県廃棄物処理計画と市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画との関係については、法令上は直接の関係を有するものではありませんが、岩手県廃棄物処理計画の策定に当たっては、関係市町村の意見を聴くこととされており、両計画は整合性のとれたものとする必要があります。

⑥個別リサイクル法との関係

個別リサイクル法に基づいて、市町村以外の者が一般廃棄物の再生利用等の処理を行う場合があることから、これらの場合に再生利用等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

⑦県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想

この構想は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町並びに雫石町の3市5町で、ごみ及びし尿を盛岡広域圏で共同処理するための構想で、平成26年度から平成41年度までを計画期間として、ごみ及びし尿処理施設の集約化や二酸化炭素の排出削減を図り、廃棄物の処理に係る費用と環境に対する負荷の低減を推進することにより、広域圏での循環型社会の形成を目指すものです。

現在、ごみ及びし尿の広域処理体制の構築が進められておりますが、計画期間中に変更があった場合には見直しを行うこととなっています。

表1－1 廃棄物関連法令一覧

法令名略称	法 令 名
廃 棄 物 処 理 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
資源有効利用促進法	資源の有効な利用の促進に関する法律
容器包装リサイクル法	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	特定家庭用機器再商品化法
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
食品リサイクル法	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	使用済み自動車の再資源化等に関する法律
グリーン購入法	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

一般廃棄物処理基本計画と他の計画との関係を次に示します。

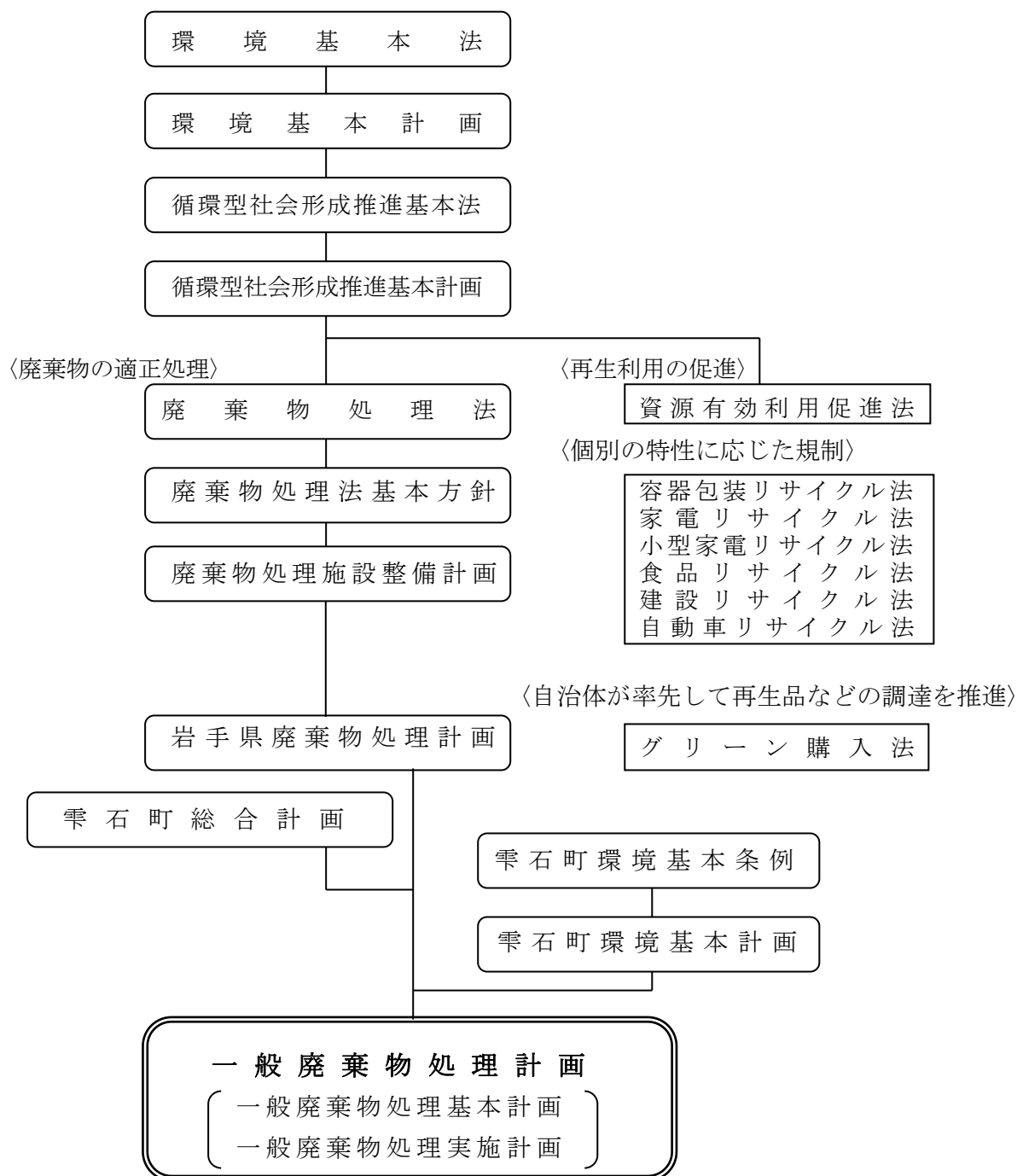


図1-2 他の計画との関係

(3) 計画対象区域

本計画の対象区域は、雫石町の区域全域とします。

(4) 計画の範囲

本計画の対象となる廃棄物の範囲の区分と種類は、次のとおりとします。

表 1－2 廃棄物の区分・種類等

区 分	種 類	細 分
ご み	普通ごみ	ごみ袋に入るような長さが 50cm 以下のもの、重量が 30kg 以下のもの
	中型ごみ	ごみ袋に入らないような長さが 50cm 以上 150cm 未満のもの、重量が 30kg 以下のもの
資 源 物	びん類	無色びん
		茶色びん
		他の色びん
	缶類	アルミ
		スチール
	プラスチック類	ペットボトル
		プラスチック製容器包装
	紙類	ダンボール
		紙パック
		紙製容器包装
		新聞
		雑誌
	その他	蛍光管、電池、なべ・やかん等
そ の 他	家電リサイクル対象品	テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
	広域認定制度対象品	二輪自動車、バッテリー、消火器、オイル、パソコン、農薬、劇薬、密閉型蓄電池、火薬類等
	特別管理一般廃棄物	爆発・毒・感染性の恐れがある一般廃棄物
	犬猫車轢死骸等	車轢死等死骸

(5) 計画期間

本計画は、平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とします。

計画期間中は、中間年である平成 34 年度に廃棄物を取り巻く情勢の変化や計画の進捗状況等を評価した結果、見直しが必要な場合には、計画の改定を行うこととします。また、中間年以外であっても、社会経済情勢の変化や諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うものとします。

1. 町の概況

本町は、岩手県の県庁所在地である盛岡市の西方約 16 km に位置し、東は、滝沢市、盛岡市に接続し、西は奥羽山系の山々を境に秋田県仙北市に接し、南は矢巾町、紫波町、西和賀町及び花巻市とそれぞれ連山を境界に、北は岩手山鬼ヶ城稜線を境として八幡平市に接しています。

東経 140 度 46 分～141 度 03 分 北緯 39 度 31 分～39 度 53 分



岩手県

(2) 人口及び世帯数の推移

本町の人口及び世帯数の推移を表 2－1、図 2－2 に示します。

本町の人口は、10 年前の平成 19 年度以降、微減傾向が続いており、平成 29 年 12 月 31 日現在で 16,961 人となっています。その一方で、世帯数は年々増加の傾向にあり、平成 29 年 12 月 31 日現在で 6,322 世帯となっています。

表 2－1 雫石町の人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯)

年度	総人口	男	女	世帯数
H19	19,038	9,167	9,871	6,071
H20	18,845	9,081	9,764	6,097
H21	18,611	8,949	9,662	6,095
H22	18,386	8,857	9,529	6,161
H23	18,203	8,786	9,417	6,176
H24	17,998	8,667	9,331	6,198
H25	17,724	8,529	9,195	6,190
H26	17,567	8,457	9,110	6,217
H27	17,352	8,318	9,034	6,219
H28	17,105	8,182	8,923	6,236
H29	16,961	8,112	8,849	6,322

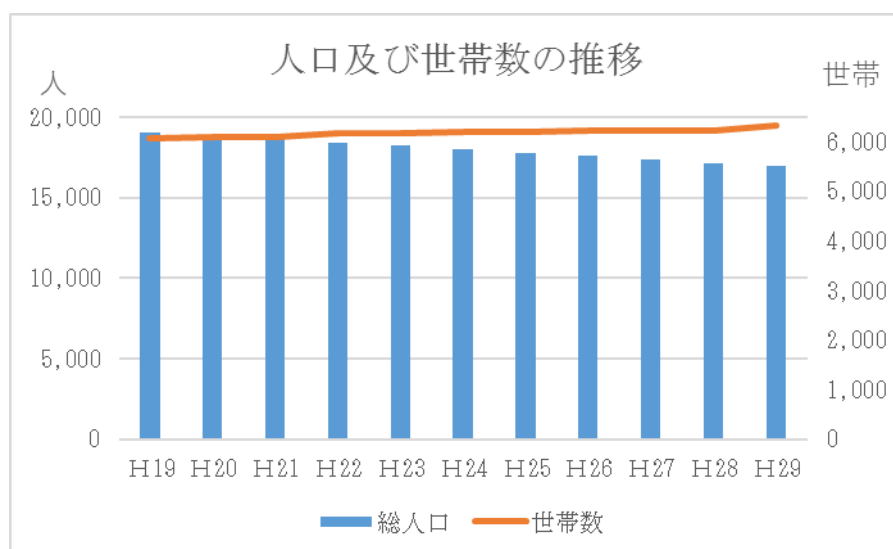


図 2－2 雫石町の人口及び世帯数の推移（グラフ）

※出展：住民基本台帳（外国人登録も含む）に基づく人口（雫石町町民課まとめ）より

(3) 産業の動向

本町の産業別従事者数を表 2-2 に示します。

平成 27 年度の当町における産業別従事者数は、農業などの第 1 次産業で 1,663 人、工業などの第 2 次産業で 1,797 人、第 3 次産業は 5,552 人従事しており、総数は 9,148 人となっています。産業別構成比の内訳を見ますと、多い順から農業が 17.5%、卸売・小売業が 13.7%、医療・福祉業が 11.1%、建設業が 10.7%を占めています。また、産業 3 区分の構成では、第 3 次産業が 60.7%を占めています。

表 2-2 雫石町産業別従事者の割合

産業別 区分	H22 年度		H27 年度	
	実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比
総数	9,494	100.0%	9,148	100.0%
第 1 次産業	1,835	19.3%	1,663	18.2%
農業	1,768	18.6%	1,602	17.5%
林業	59	0.6%	59	0.7%
漁業	8	0.1%	2	0.0%
第 2 次産業	1,785	18.8%	1,797	19.6%
工業, 採石業, 砂利採取業	4	0.0%	6	0.0%
建設業	955	10.1%	979	10.7%
製造業	826	8.7%	812	8.9%
第 3 次産業	5,806	61.2%	5,552	60.7%
電気・ガス・水道業	34	0.4%	35	0.4%
情報通信業	54	0.6%	62	0.7%
運輸業, 郵便業	480	5.1%	454	5.0%
卸売業, 小売業	1448	15.2%	1256	13.7%
金融業, 保険業	122	1.3%	98	1.1%
不動産業, 物品賃貸業	57	0.6%	79	0.9%
学術研究, 専門・技術サービス業	163	1.7%	146	1.6%
宿泊業, 飲食サービス業	988	10.4%	865	9.4%
生活関連サービス業, 娯楽業	358	3.8%	321	3.5%
教育, 学習支援業	257	2.7%	264	2.9%
医療, 福祉	905	9.5%	1021	11.1%
複合サービス業	113	1.2%	122	1.3%
サービス業 (他に分類されないもの)	554	5.8%	573	6.3%
公務 (他に分類されないもの)	273	2.9%	256	2.8%
分類不能の産業	68	0.7%	136	1.5%

※出展：平成 22・27 年国勢調査より

(4) 土地利用

平成 27 年度における本町の土地利用状況を表 2－3、図 2－3 で示します。

当町の総面積は 608.82 ㎥であり、地目別では山林が大部分を占め 71.1%、次いでその他 15.1%、田が 6.9%、畑が 3.1%の順となっています。

表 2－3 雫石町の土地利用割合

区 分 地目名	面 積 (㎥)	割 合
総面積	608.82	100.0%
田	41.69	6.9%
畑	19.09	3.1%
宅地	6.41	1.1%
山林	432.72	71.1%
原野	8.12	1.3%
雑種地	8.67	1.4%
その他	92.12	15.1%

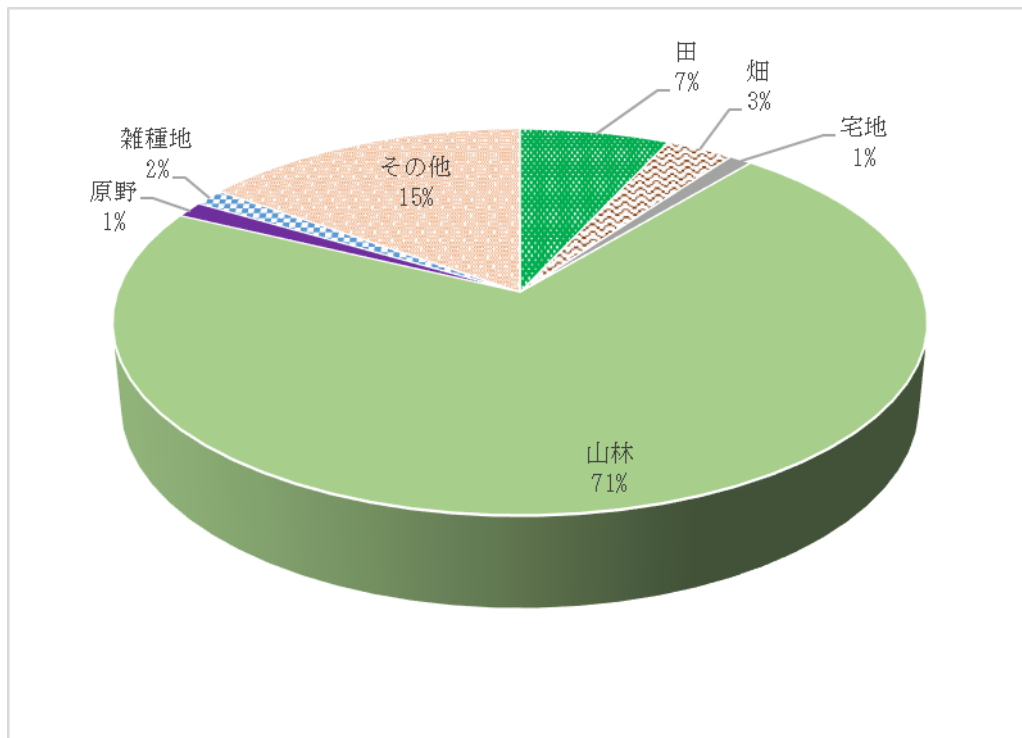


図 2－3 雫石町の土地利用割合（グラフ）

※出展：雫石町税務課固定資産概要調書より

(5) 第二次雫石町総合計画との関係

第二次雫石町総合計画（後期基本計画）では、将来像に掲げられた「 みんなが主役 誇らしく心豊かなまち しずくいし 」の実現に向け、基本的な方向について定められ、住民と行政が一体となって総合的にまちづくりを推進するための指針を示しています。まちの将来像実現のために、1「自主・自立」、2「人材育成」、3「交流・連携」の3つの視点が基本的な考え方となっており、本計画と関連する施策としては、施策大綱の「環境を守り育てるまち」にある基本施策1－2の「地球にやさしいエコなまちづくりをします」が掲げられています。

施策の目的は、資源循環を促進し持続可能な循環型社会の構築を図ることとしており、ごみの減量化と資源化の促進、ごみの広域処理、廃家電処理適正化の促進、し尿処理の適正化、使用済み食用油の再資源化が、ベースとなる取組みとなっています。

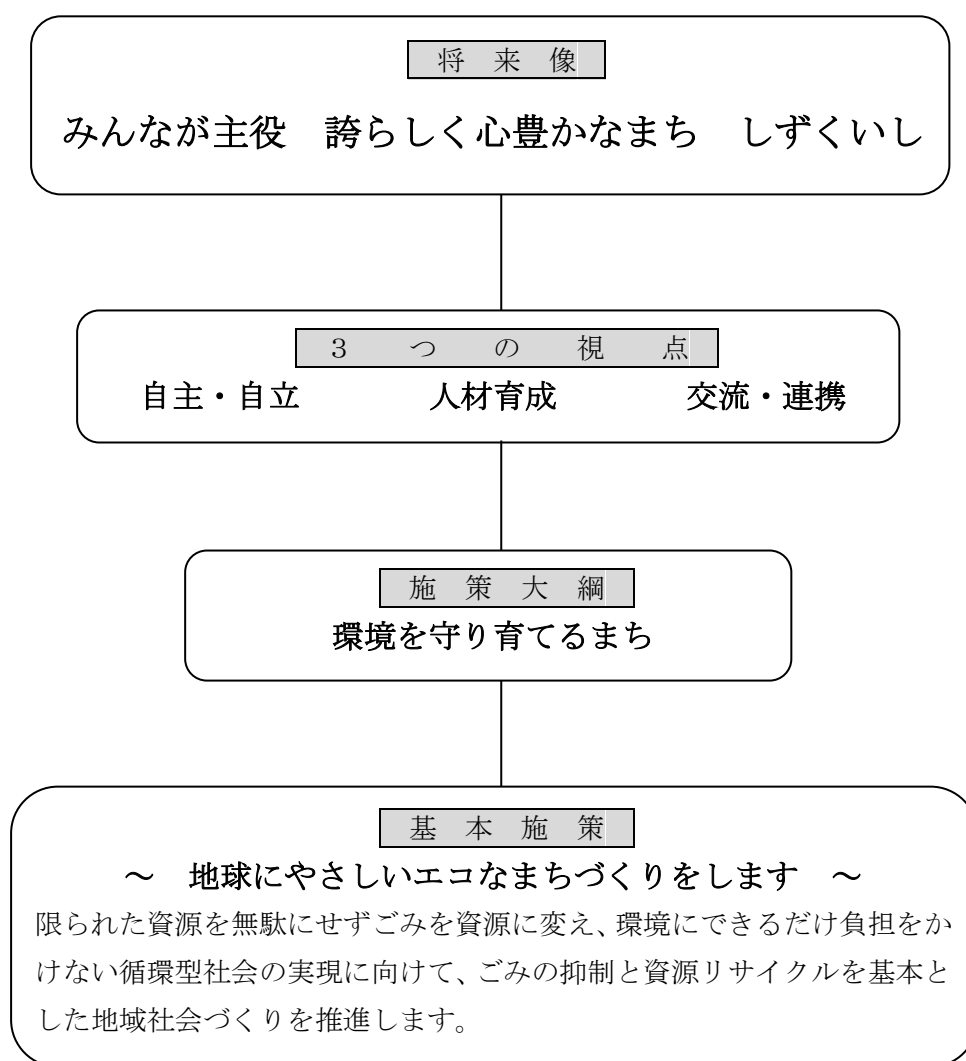


図2－4 第二次雫石町総合計画との関係

(6) 雫石町環境基本条例との関係

雫石町環境基本条例（平成 19 年 6 月 14 日条例第 22 号）には、次の規定が盛り込まれています。本計画では、目的や基本理念を達成するため、基本方針の「資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。」に沿った計画とするものとし、廃棄物の減量等の促進等について、必要な措置を講ずるべく基本的な事項を定めるものとします。

①目的

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に定める循環と共生及び参加の精神に基づき、本町の環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、これら施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって町民が自然と共生し、健康で文化的な生活を営むことのできる環境の確保に寄与することを目的とする。

②基本理念

- ア 環境の保全及び創造は、町民が安全かつ健康で文化的な生活の営みができる恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、これを将来の世代に引き継ぐ義務を負うことを基本として行わなければならない。
- イ 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。
- ウ 環境の保全及び創造は、町民、事業者、町及び滞在者等がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的行わなければならない。
- エ 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるよう広域的かつ長期的に行わなければならない。

③施策の基本方針

町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本として各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- ア 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。
- イ 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- ウ 歴史的及び文化的資源を活用し、良好な景観の形成を図るとともに、潤いとやすらぎのある社会的環境を保全し創造すること。
- エ 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。

オ 環境に関する町民意識の向上を図るため、あらゆる機会を通して、環境教育及び環境学習の振興に努めること。

④廃棄物の減量等の促進

ア 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

イ 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

⑤不法投棄及び野外焼却の防止

町は、廃棄物の不法投棄及び野外焼却の防止について指導及び啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2. ごみ処理の現況及び課題

(1) ごみ処理フロー

ごみ処理のフローは、次のとおりです。雫石リサイクルセンターでは資源物の処理を、滝沢清掃センターでは普通ごみ及び中型ごみの処理をしています。このほか、使用済み蛍光管については、社団法人全国都市清掃会議の使用済み乾電池等の広域回収・処理計画による処理を、給食加工残渣については、資源循環の推進・新エネルギーの創出・地球温暖化対策推進の観点から株式会社バイオマスパワーしずくいしに委託しての処理としています。

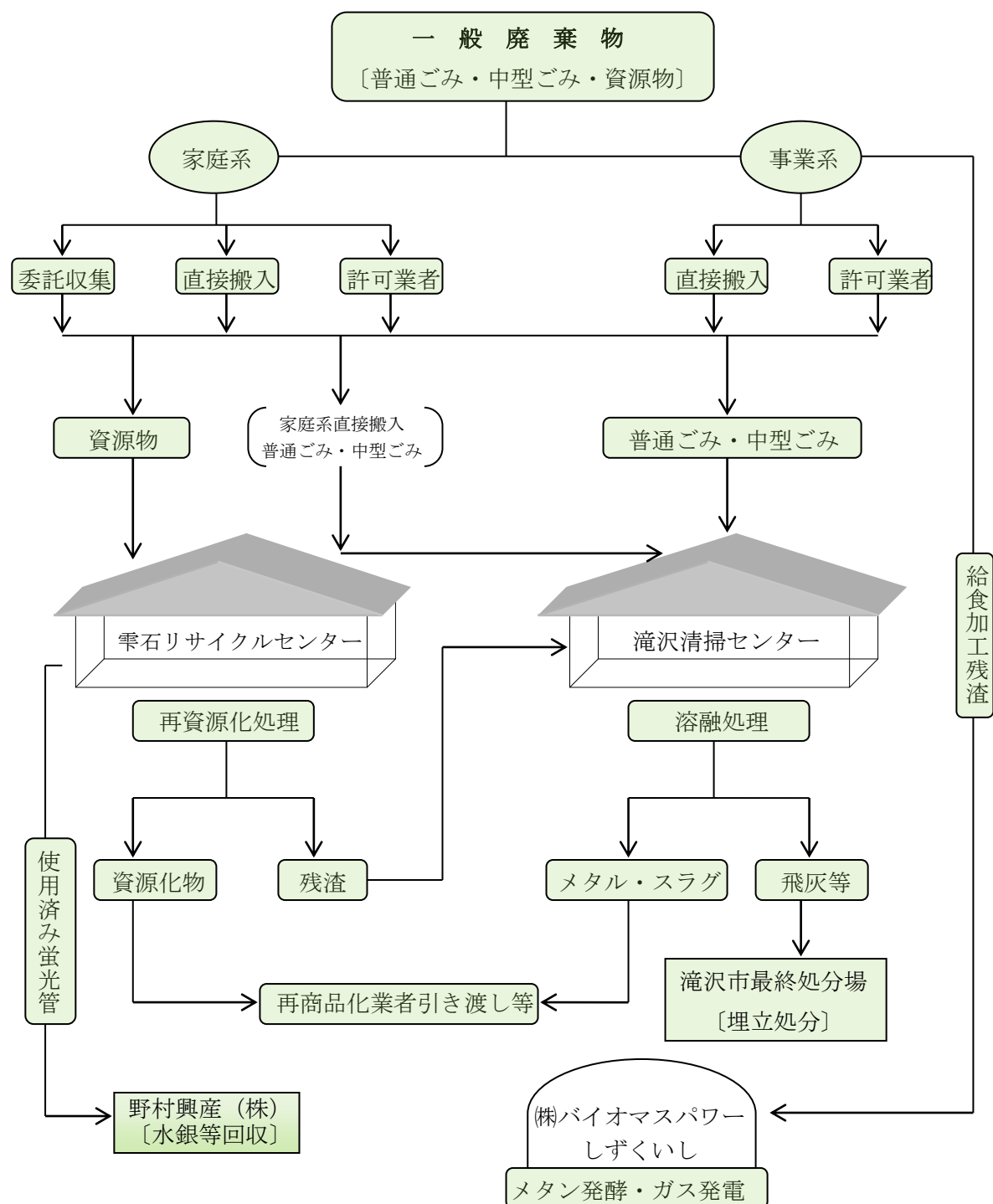


図2-5 ごみ処理フロー

(2) ごみ処理体制

一般廃棄物の処理区分別の主体は、次のとおりです。

普通ごみの収集運搬については、町の委託による収集と許可業者及び排出者自らによるものとし、中間処理については、広域的処理として滝沢・雫石環境組合の滝沢清掃センターにおいて溶融処理しています。給食残渣等については、資源循環や地球温暖化対策の観点から(株)バイオマスパワーしずくいしに委託し、メタン発酵処理によるガス発電に向けています。滝沢清掃センターで溶融処理後発生する飛灰の最終処分については、滝沢市最終処分場での埋立処分としており、中型ごみについても普通ごみと同様の収集運搬と中間処理、最終処分の形態としています。また、資源物の収集運搬についても普通ごみ・中型ごみと同様の形態ですが、中間処理については、当町のリサイクルセンターにおいて、容器包装リサイクル法に則した分別基準適合物となるよう、選別や圧縮、梱包などの中間処理を行い、再商品化事業者等に引き渡しを行っています。

表 2-4 ごみ処理体制

区分	収集運搬	中間処理		最終処分
普 通 ご み	◇町(委託)	◇滝沢・雫石環境組合（滝沢清掃センター）		
	◇許可業者	処理	溶融処理	埋立処分（飛灰等）
	◇排出者	方法	メタン発酵処理（給食残渣等）	
中 型 ご み	◇町(委託)	◇滝沢・雫石環境組合（滝沢清掃センター）		
	◇許可業者	処理	破砕及び溶融処理	埋立処分（飛灰等）
	◇排出者	方法		
資 源 物	◇町(委託)	◇滝沢・雫石環境組合（雫石リサイクルセンター）		
	◇許可業者	処理	再資源化処理	
	◇排出者	方法		

表 2-5 一般廃棄物処理業許可の状況

収集運搬	業者数	廃棄物運搬車(パッカー車・ダンプ)	
	34 社	台 数	総積載量
		301 台	953 トン
処 分	業者数	処理能力	施設の種類
	1 社	51.95 トン/日	ごみ処理施設(メタン発酵施設)

※平成 30 年 3 月末現在

表 2－6 滝沢清掃センターの概要

施設名称	滝沢・雫石環境組合 滝沢清掃センター
所在地	岩手県滝沢市大石渡 332 番地 2
処理能力	100 トン/24h (50 トン/24h×2 炉)
処理方式	直接溶融・資源化システム
敷地面積	約 7.3ha (全体)
受入供給設備	ピット・アンド・クレーン方式
溶融炉設備	ガス化・高温溶融一体方式
溶融物処理設備	水砕・磁選方式
燃焼設備	旋回燃焼方式
燃焼ガス冷却設備	自然循環式廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	バグフィルタ、乾式消石灰吹込方式 (脱 Hc0) 触媒方式 (脱 NOx)
余熱利用設備	蒸気タービン発電 [定格 1,200kw]

表 2－7 雫石リサイクルセンターの概要

施設名称	滝沢・雫石環境組合 雫石リサイクルセンター
所在地	岩手県岩手郡雫石町 22 地割字七ツ森 16 番地 81
処理能力	不燃物処理設備 8 トン/日
処理方式	横型回転衝撃式
敷地面積	7,281.56 m ²
処理対象	資源ごみ (缶、びん、ペットボトル等)
構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造
竣 工	平成 7 年 3 月 20 日

(3) ごみ処理の実績

① ごみの排出量

平成 24 年度から平成 28 年度までのごみの排出量は、次のとおりです。平成 24 年度以降減少傾向にありましたが、平成 27 年度以降増加傾向にあります。特に普通ごみの増加が目立ち、集団資源回収の量が増えた一方で、資源物は減っているのが特徴です。

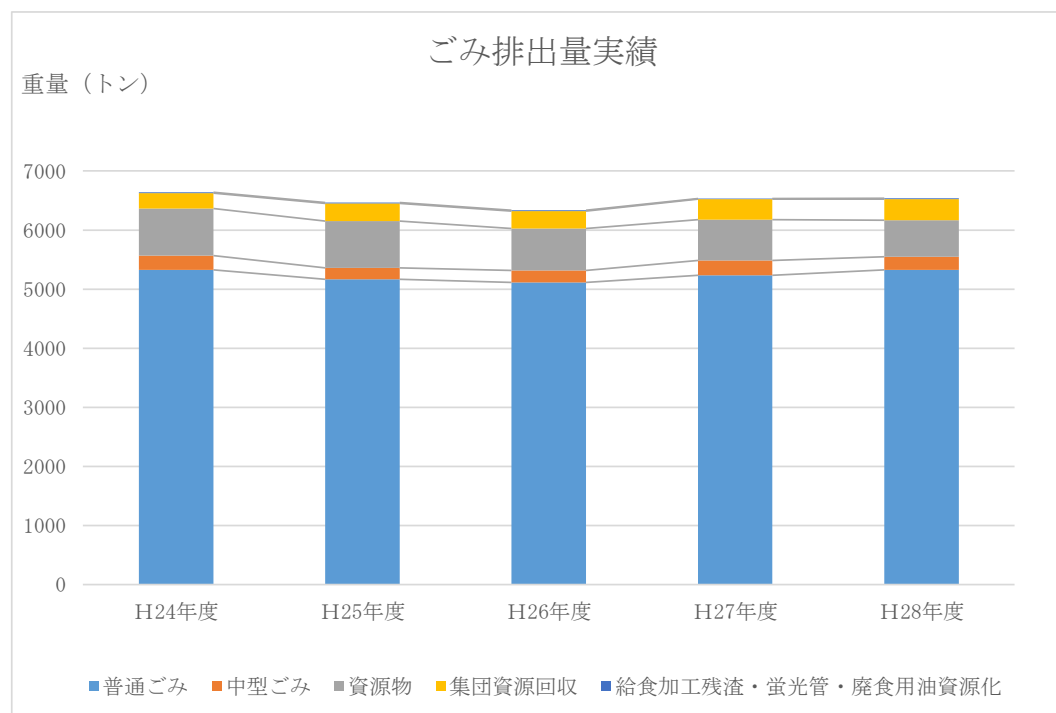


図 2 - 6 ごみの排出量 (グラフ)

表 2 - 8 ごみの排出量

(単位: トン)

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
普通ごみ	5, 325	5, 169	5, 112	5, 235	5, 325
中型ごみ	243	189	205	253	222
資源物	798	796	708	689	620
小計	6, 366	6, 154	6, 025	6, 177	6, 167
集団資源回収	259	298	298	345	357
給食加工残渣・蛍光管・ 廃食用油資源化	15	13	15	13	15
排出量合計	6, 640	6, 465	6, 338	6, 535	6, 539

② 搬入区分別の推移

ア 普通ごみの搬入区分別推移

委託収集による搬入量は、ほぼ横這いで推移していますが、許可業者による搬入量は平成 26 年度まで減少した後、再び増加傾向にあります。また、一般家庭からの直接搬入が、増加傾向にあります。

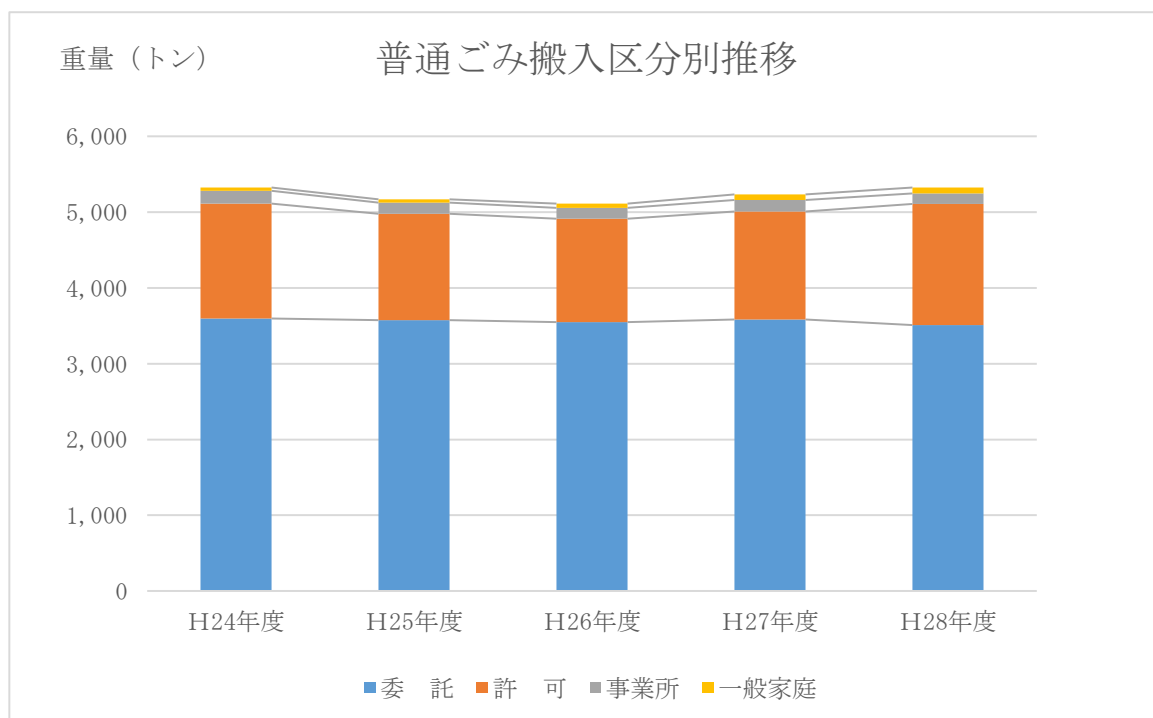


図 2－7 普通ごみ搬入区分別推移（グラフ）

表 2－9 普通ごみ搬入区分別推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
委 託	3,598	3,573	3,547	3,584	3,512
許 可	1,515	1,407	1,367	1,426	1,599
事 業 所	169	146	144	151	137
一 般 家 庭	43	43	54	74	77
合 計	5,325	5,169	5,112	5,235	5,325

イ 中型ごみの搬入区分別推移

全体的に変動が大きい項目となっており、年度ごとに数値のばらつきがあります。

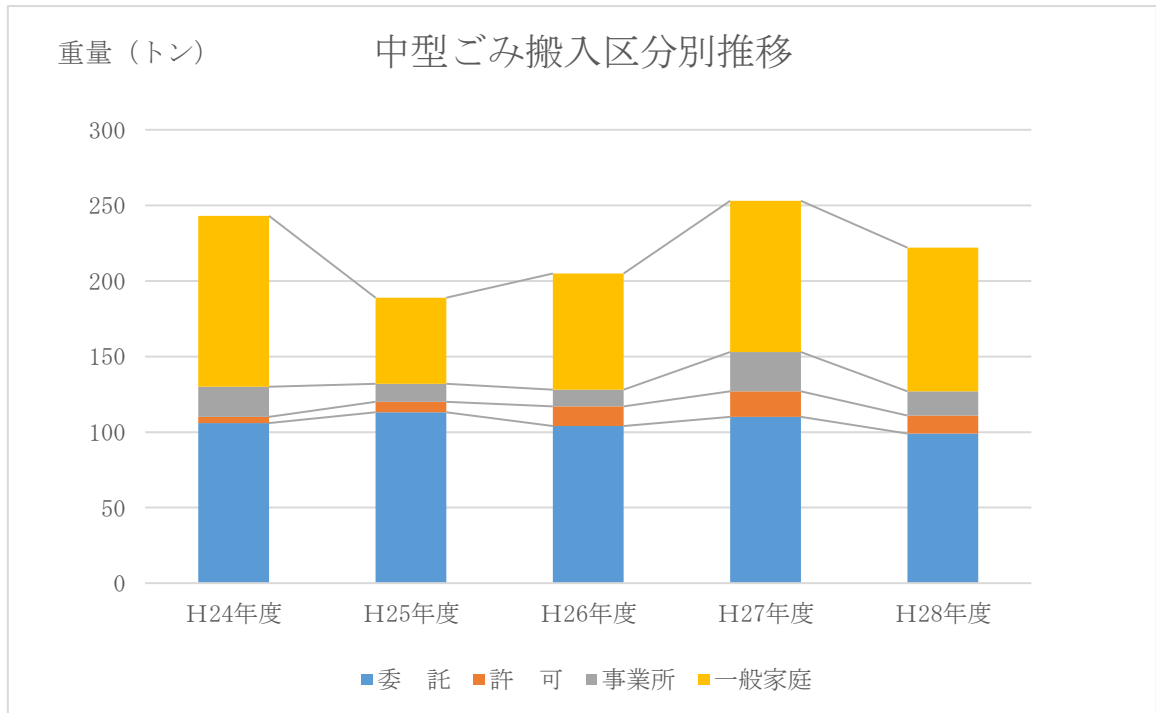


図 2－8 中型ごみ搬入区分別推移（グラフ）

表 2－10 中型ごみ搬入区分別推移

（単位：トン）

年 度 区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
委 託	106	113	104	110	99
許 可	4	7	13	17	12
事 業 所	20	12	11	26	16
一 般 家 庭	113	57	77	100	95
合 計	243	189	205	253	222

ウ 資源物の区分別推移

全体的にプラスチック類を除き、減少傾向にあります。また、集団資源回収による回収量が増加したことも、減少要因として考えられます。

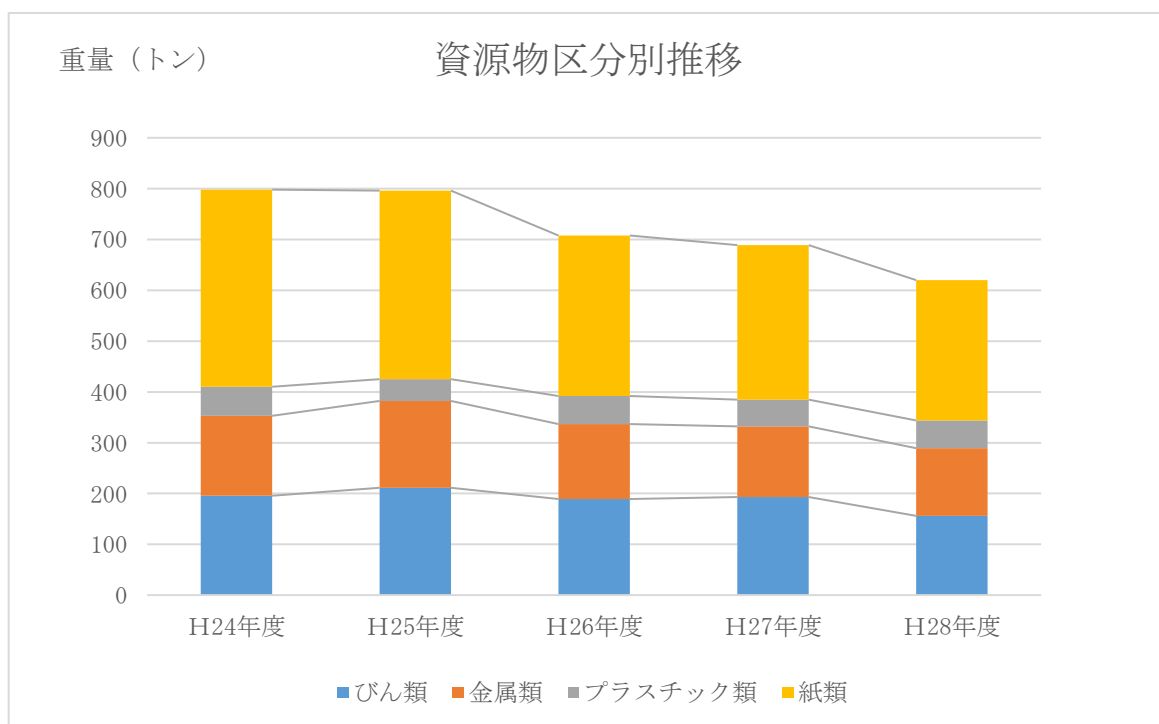


図 2－9 資源物区分別推移（グラフ）

表 2－11 資源物区分別推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
び ん 類	196	211	189	193	156
金 属 類	157	171	148	139	133
プラスチック類	57	43	55	53	55
紙 類	388	371	316	304	276
合 計	798	796	708	689	620

◇ 種類ごとの内訳

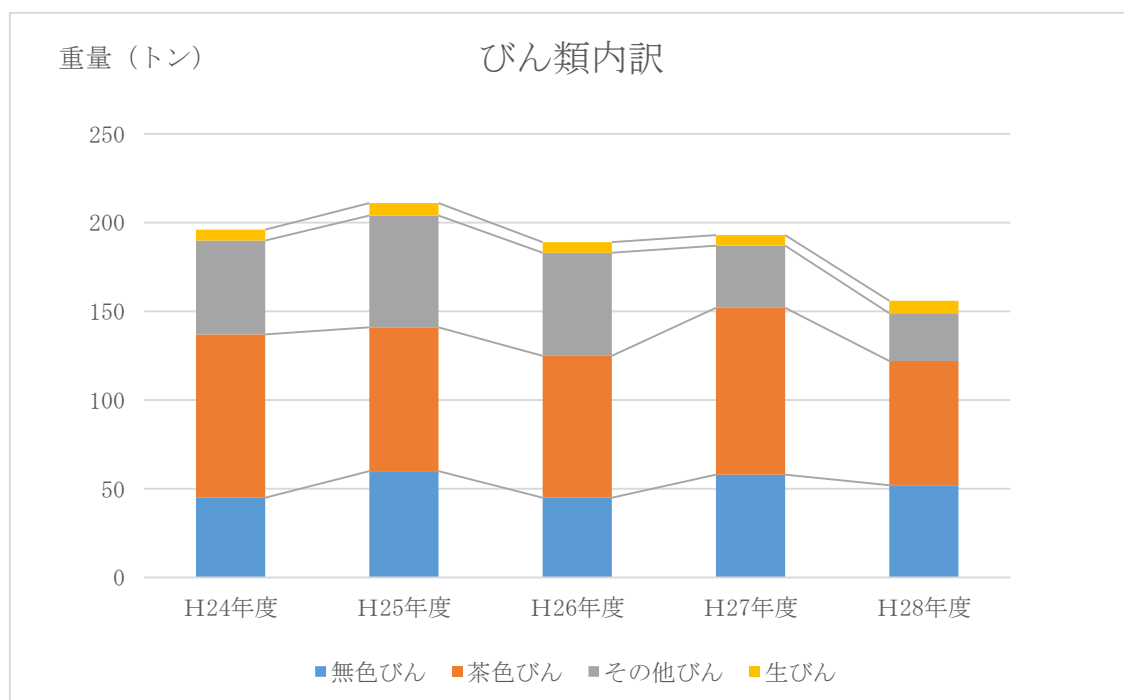


図 2-10 びん類搬入推移（グラフ）

表 2-12 びん類搬入推移

（単位：トン）

年 度 区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
無 色 び ん	45	60	46	58	52
茶 色 び ん	92	81	80	94	70
その他びん	53	63	58	35	27
生 び ん	6	7	6	6	7
合 計	196	211	190	193	156

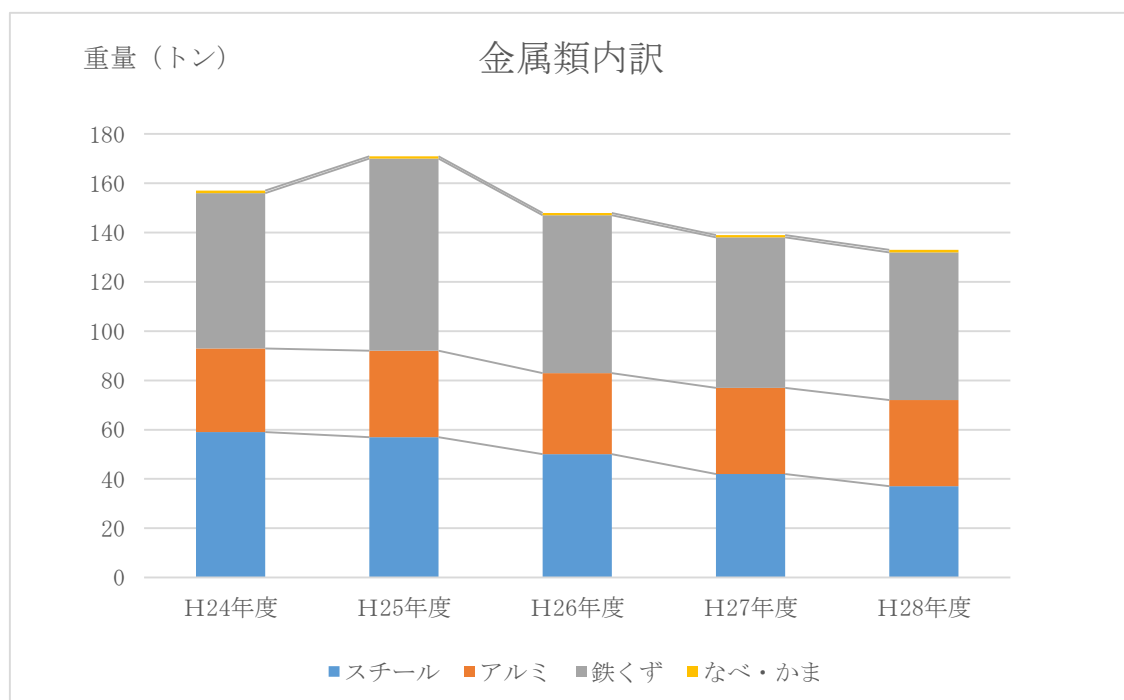


図 2-11 金属類搬入推移（グラフ）

表 2-13 金属類搬入推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
スチール	59	57	50	42	37
アルミ	34	35	33	35	34
鉄くず	63	78	64	61	60
なべ・かま	1	1	1	1	1
合 計	157	171	148	139	132

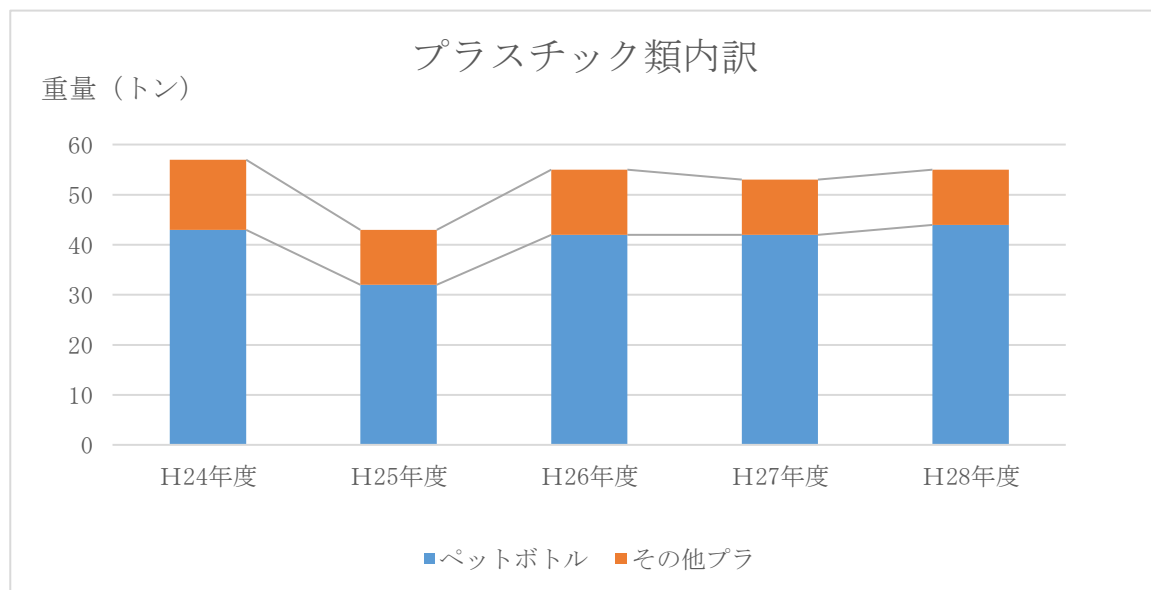


図 2 -12 プラスチック類搬入推移（グラフ）

表 2 -14 プラスチック類搬入推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
ペットボトル	43	32	41	42	44
その他プラ	14	11	13	11	12
合 計	57	43	54	53	56

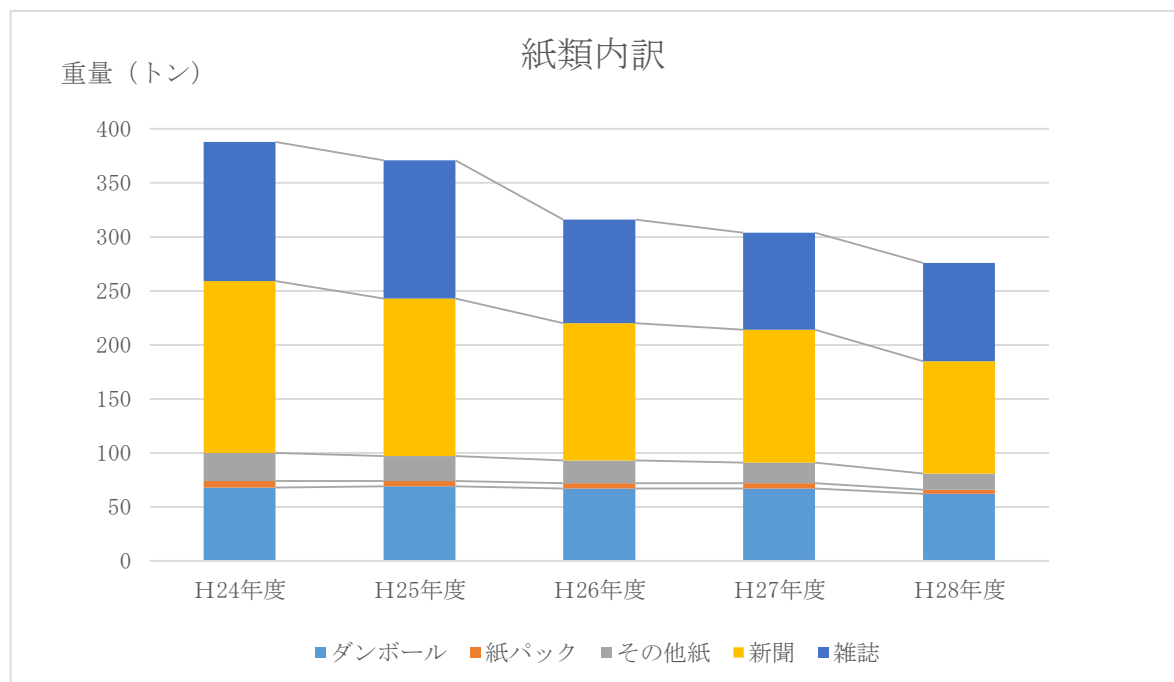


図 2 - 13 紙類搬入推移（グラフ）

表 2 - 15 紙類搬入推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
ダンボール	68	69	67	67	62
紙パック	6	5	5	5	4
その他紙	26	23	21	19	15
新 聞	159	146	127	123	104
雑 誌	129	128	96	90	91
合 計	388	371	316	304	276

③ 集団資源回収量

実施登録団体数は、ほぼ横ばいで推移していますが、回収量は増加傾向にあります。項目別に見ますと、とくに古紙・古繊維類が増加しており、その中でもダンボール類の伸びが顕著なのが特徴です。

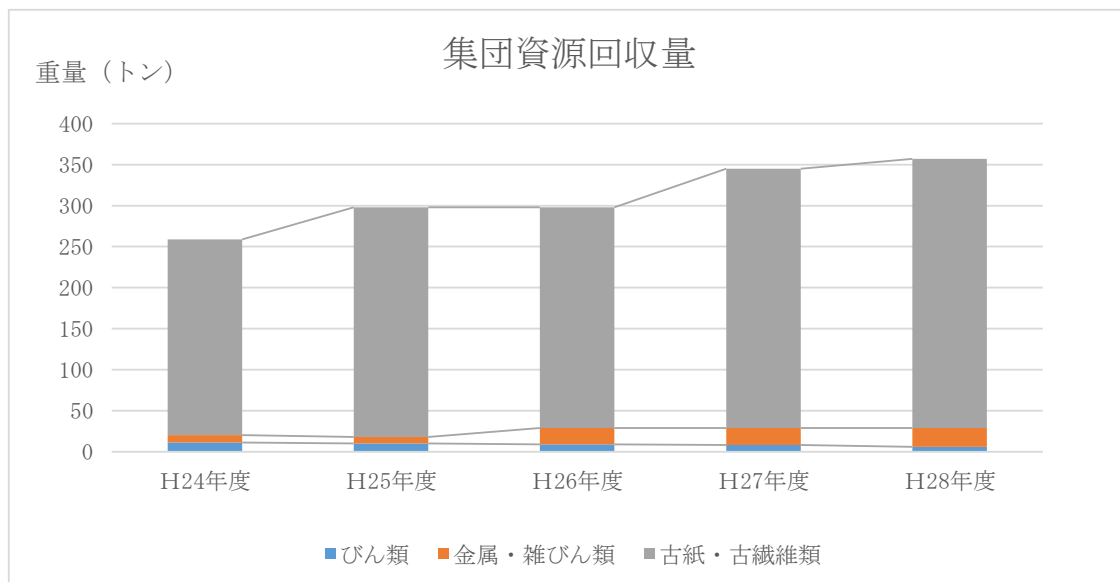


図 2-14 集団資源回収量推移 (グラフ)

表 2-16 集団資源回収量推移

(単位：トン)

年 度 区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
び ん 類	11	10	9	8	6
金属・雑びん類	9	8	20	21	23
古紙・古繊維類	239	280	269	316	328
合 計	259	298	298	345	357

◇ 種類ごとの内訳

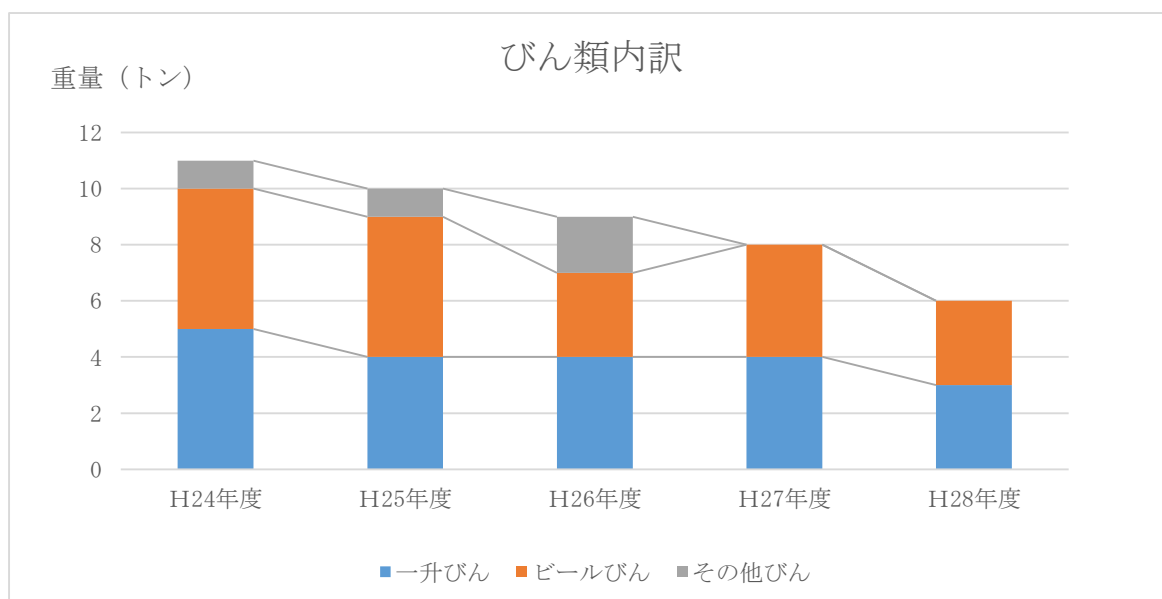


図 2－15 集団資源回収量（びん類）推移（グラフ）

表 2－17 集団資源回収量（びん類）推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
一 升 び ん	5	4	4	4	3
ビ ー ル び ん	5	5	3	4	3
そ の 他 び ん	1	1	2	0	0
合 計	11	10	9	8	6

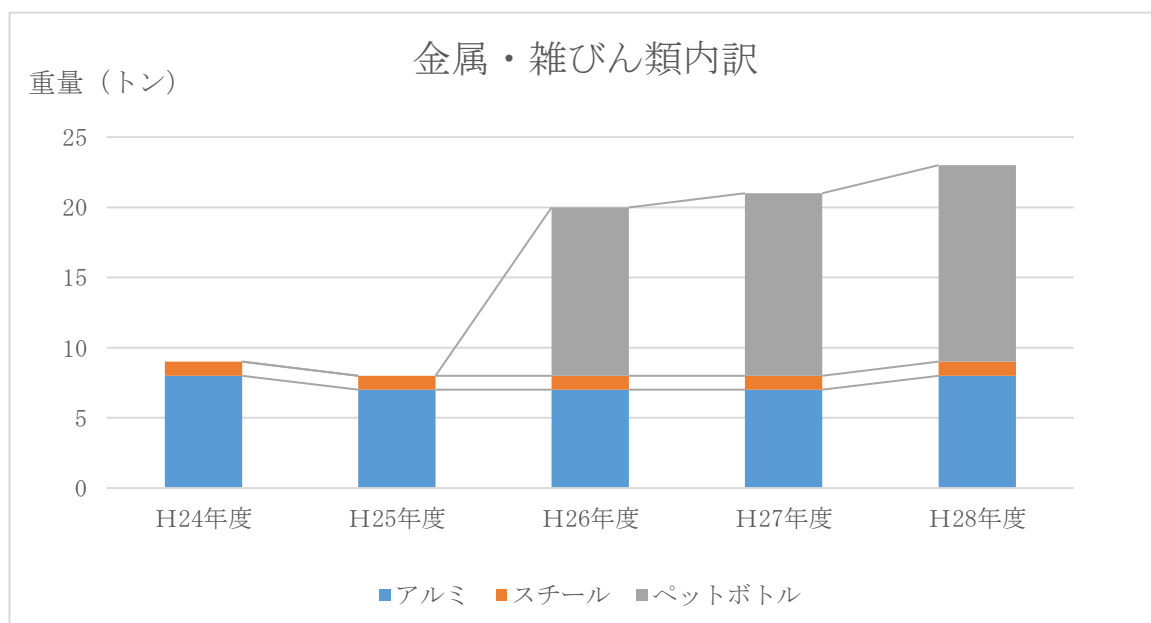


図 2-16 集団資源回収量（金属・雑びん類）推移（グラフ）

表 2-18 集団資源回収量（金属・雑びん類）推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
ア ル ミ	8	7	7	7	8
ス チ ー ル	1	1	1	1	1
ペ ッ ト ボ ト ル	0	0	12	13	14
合 計	9	8	20	21	23

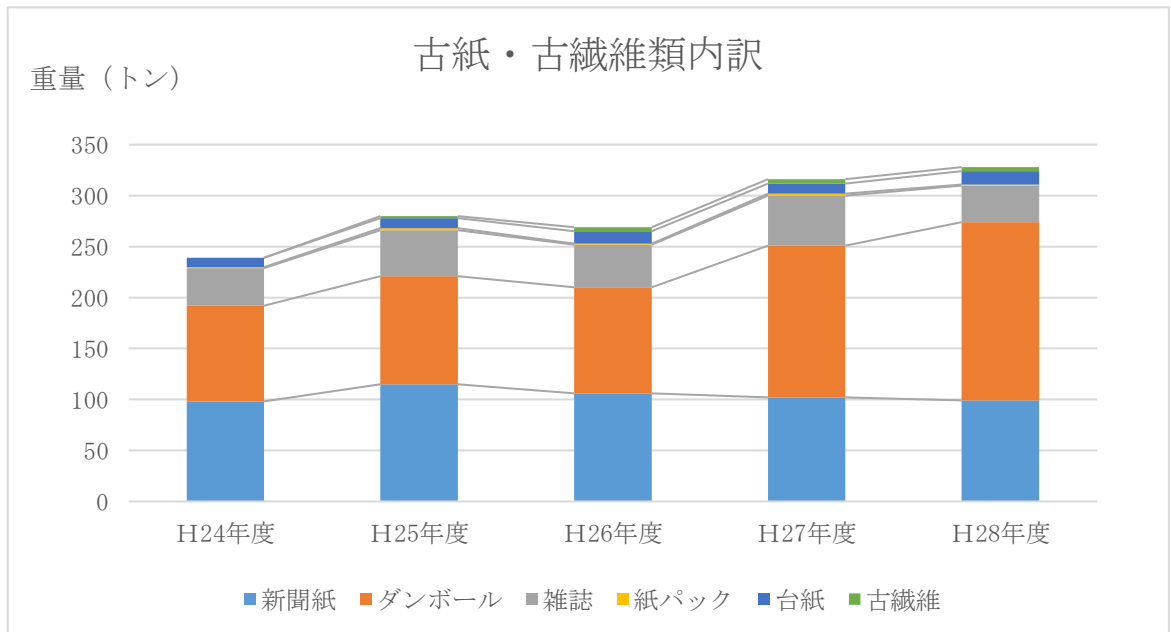


図 2-17 集団資源回収量（古紙・古繊維類）推移（グラフ）

表 2-19 集団資源回収量（古紙・古繊維類）推移

（単位：トン）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
新 聞 紙	98	115	106	102	99
ダ ン ボ ー ル	94	106	104	149	175
雑 誌	37	45	42	49	36
紙 パ ッ ク	1	2	1	2	1
台 紙	9	10	12	10	13
古 繊 維	0	2	4	4	4
合 計	239	280	269	316	328

④ 一人１日当たりの排出量

町の一人１日当たりの排出量は、平成 26 年度まで減少傾向にありましたが、平成 27 年度以降増加しています。また、県一人１日当たりの排出量と比較しますと、150 g 以上上回っている状況にあります。

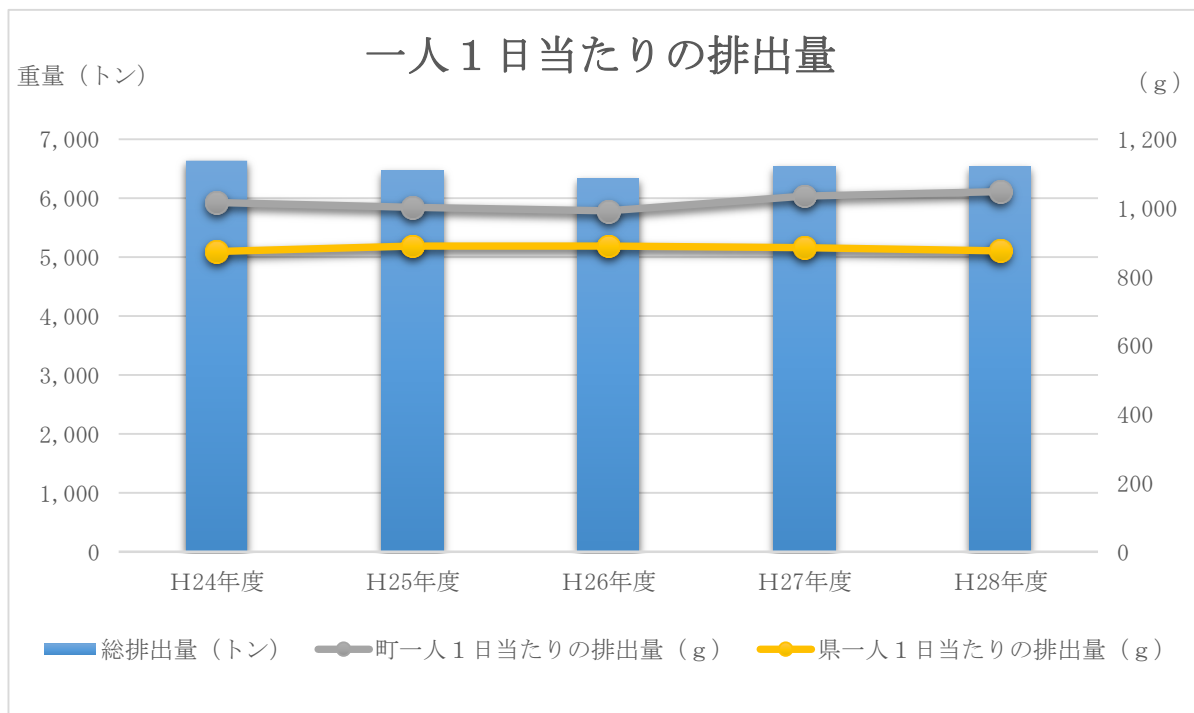


図 2-18 一人１日当たりの排出量推移（グラフ）

表 2-20 一人１日当たりの排出量推移

年 度		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
区 分						
総排出量（トン）		6,640	6,465	6,338	6,535	6,539
人口（3月末人口、人）		17,893	17,675	17,498	17,250	17,094
町一人１日当たりの排出量（g）		1,016	1,002	992	1,035	1,048
県一人１日当たりの排出量（g）		874	890	890	885	876

※一人１日当たりの排出量＝総排出量／人口／年間日数

⑤ リサイクル率

容器包装リサイクル法に基づいた分別収集による資源物資源化量は、減少傾向にありますが、集団資源回収事業による収集量は増加しています。また、町のリサイクル率は、滝沢清掃センターにおいて溶融処理による溶融物（メタル・スラグ）を資源化物としていることから、県リサイクル率と比較して、8ポイント上回っています。

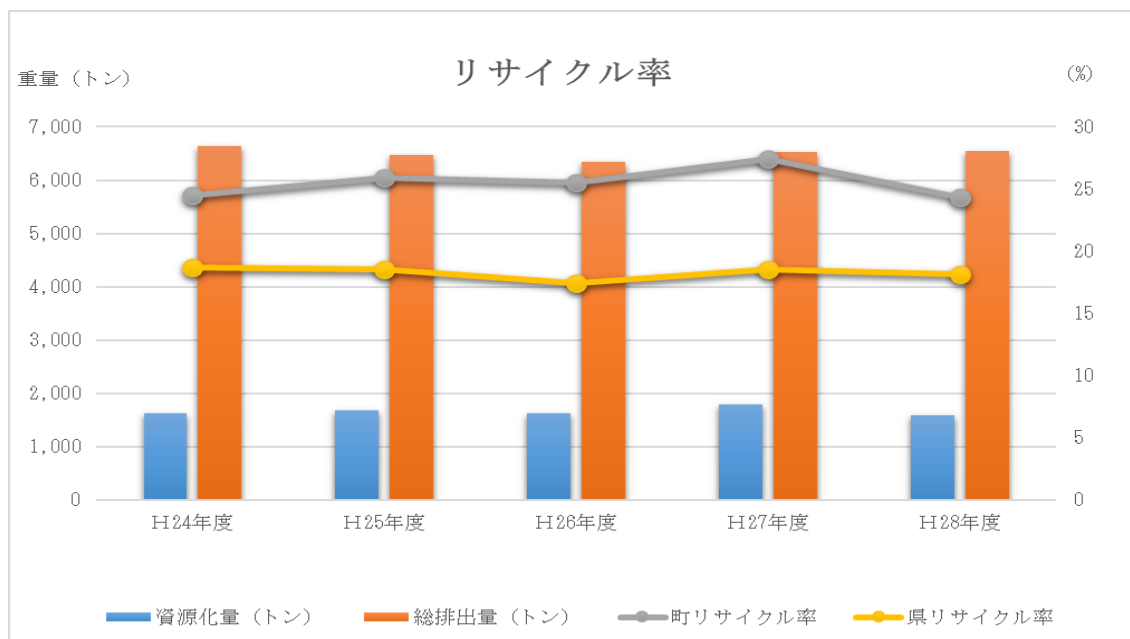


図 2-19 リサイクル率推移 (グラフ)

表 2-21 リサイクル率推移

(単位：トン)

年 度 区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
資源化量 (トン)	1,624	1,674	1,619	1,794	1,592
総排出量 (トン)	6,640	6,465	6,338	6,535	6,539
町リサイクル率	24.5	25.9	25.5	27.4	24.3
県リサイクル率	18.7	18.5	17.4	18.5	18.1

※ リサイクル率＝資源化量／総排出量

表 2-22 資源化量内訳推移

(単位：トン)

年 度 区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
資源物資源化量	798	796	708	689	620
集団資源回収量	259	298	298	345	357
給食加工残渣・蛍光管 廃食用油資源化量	15	13	15	13	15
メタル・スラグ回収量	552	567	598	747	600
合 計	1,624	1,674	1,619	1,794	1,592

⑥ 最終処分量

埋立処分が必要な一般廃棄物については、滝沢市最終処分場への埋立としていますが、そのほとんどが溶融飛灰のみの埋立であるため、ほぼ横ばいで推移しています。なお、平成 25 年度が他の年度と比較して最終処分量が多かったのは、平成 25 年 8 月に発生した雫石町大雨災害による災害廃棄物の埋立分が含まれていることによります。

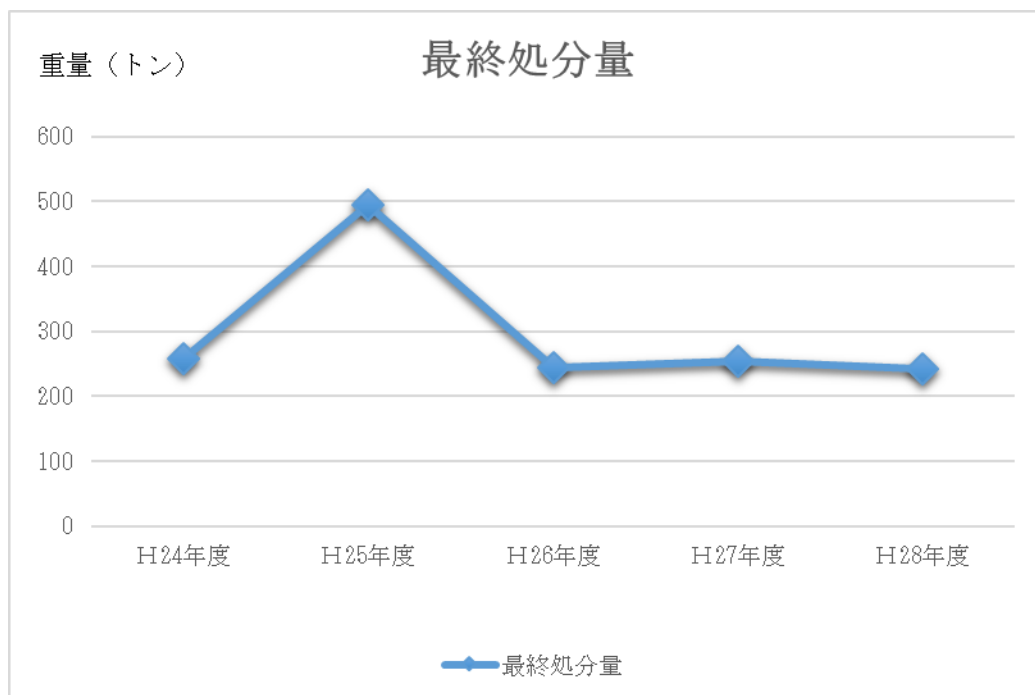


表 2-23 最終処分量推移

(単位：トン)

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
最終処分量	257	494	243	253	242

⑦ 廃棄物組成の状況

滝沢・雫石環境組合において、廃棄物組成に関する調査が年4回実施されており、下のグラフは平成28年度の平均を表したものです。

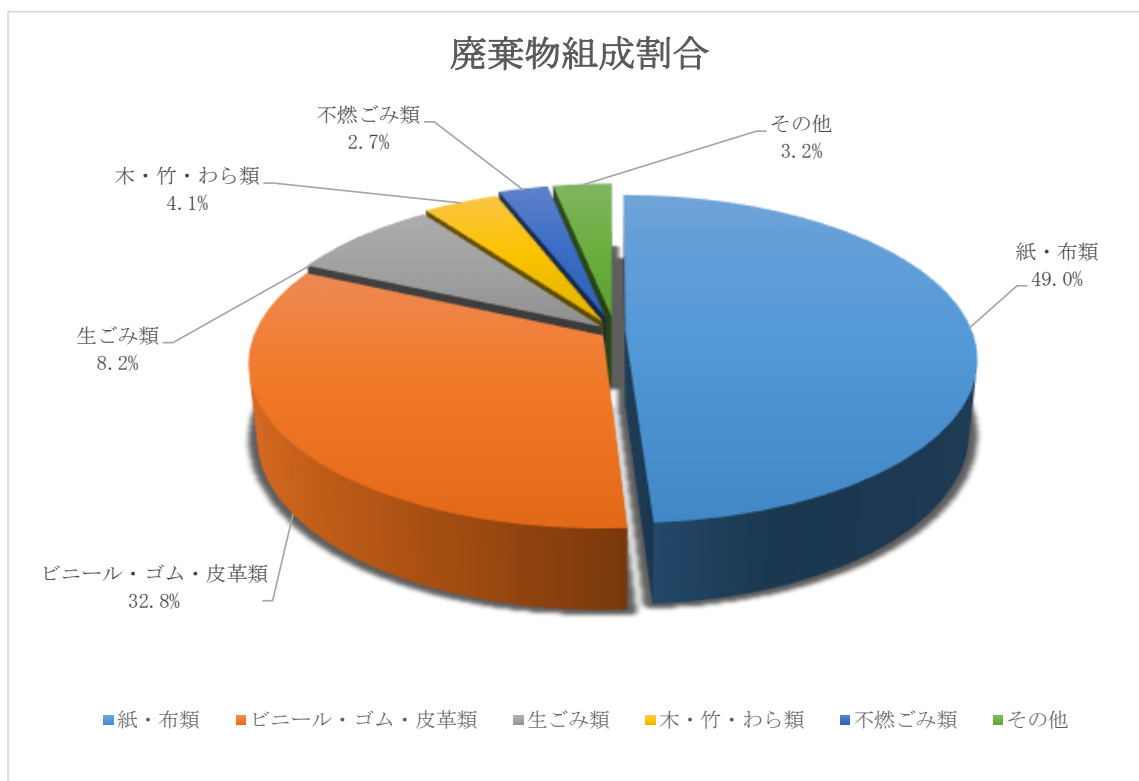


図 2 - 21 廃棄物組成割合

⑧ 一般廃棄物処理事業費

当町の一般廃棄物処理に係る部門別の決算状況は、次のとおりです。収集運搬部門については、当町において収集業務を委託しており、ほぼ横ばいで推移しています。

中間処理部門については、平成 25 年度まで増加していましたが、翌年以降減少しています。

最終処分部門及び管理部門については、概ね横ばいで推移しています。

なお、資源化部門については、平成 25 年度に滝沢清掃センター内にリサイクル棟が完成して処理を開始したことにより、平成 24 年度と比較すると大幅増となっています。

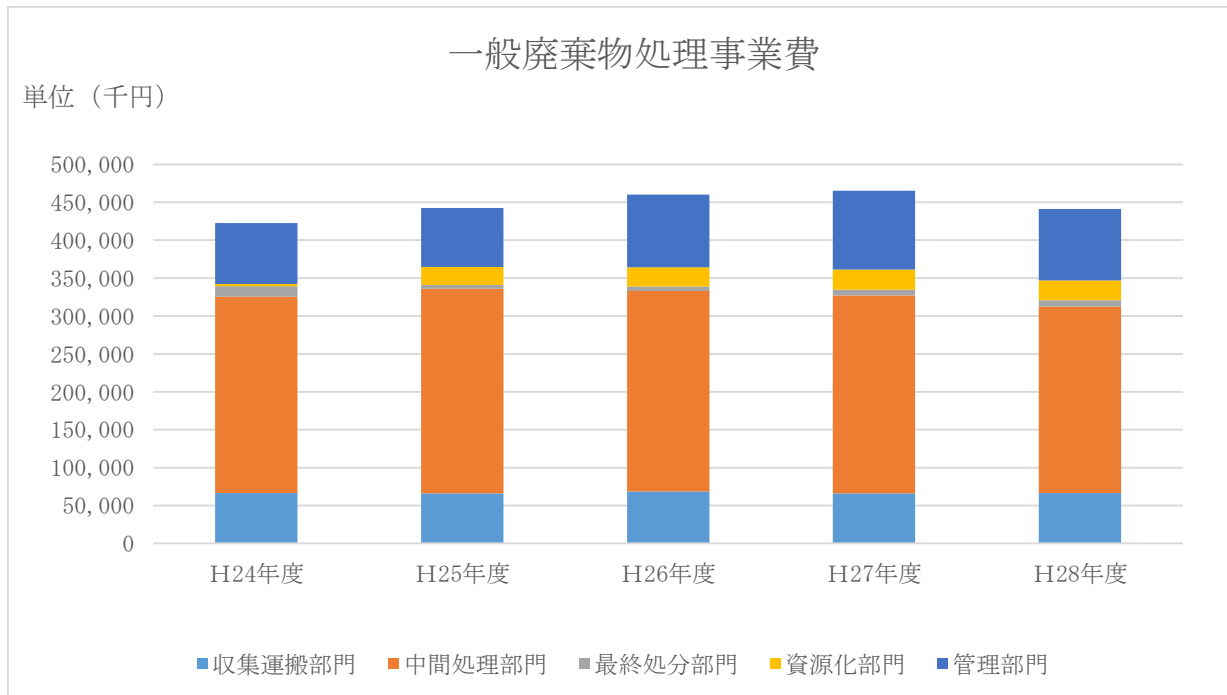


図 2-22 一般廃棄物処理事業費推移（グラフ）

表 2-24 一般廃棄物処理事業費推移

（単位：千円）

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
収集運搬部門	66,528	66,255	68,580	66,183	66,312
中間処理部門	258,892	269,605	264,308	260,799	245,890
最終処分部門	13,865	5,311	6,140	7,763	8,510
資源化部門	2,792	23,603	25,384	26,475	26,216
管 理 部 門	80,498	77,588	95,585	103,932	94,124
合 計	422,575	442,362	459,997	465,152	441,052

⑨ 一般廃棄物処理事業コスト

前ページで示した一般廃棄物処理事業費を、総排出量並びに人口で割り返して、それぞれトン当たりの単価、一人当たりの単価を出して、事業コストを示したものになります。

トン当たりの単価、一人当たりの単価ともに、平成 27 年度まで増加していましたが、平成 28 年度は減少しています。

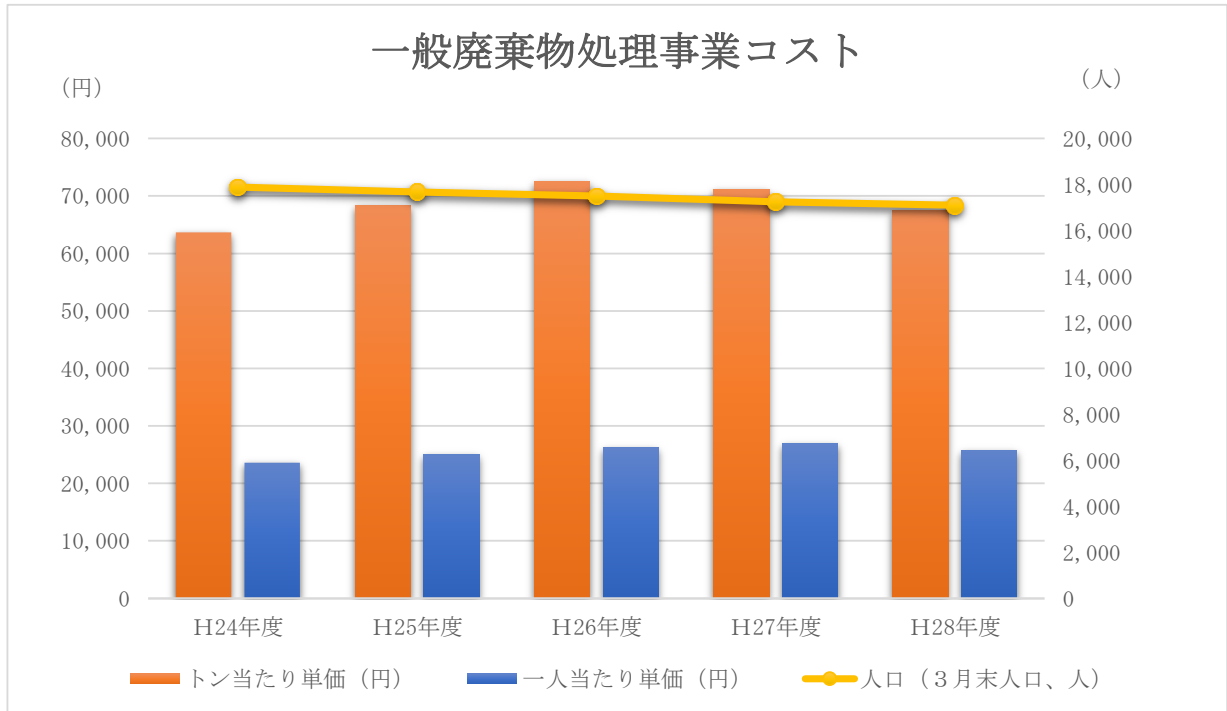


図 2-23 一般廃棄物処理事業コスト推移 (グラフ)

表 2-25 一般廃棄物処理事業コスト推移

区 分 \ 年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
総排出量 (トン)	6,640	6,465	6,338	6,535	6,539
トン当たり単価 (円)	63,641	68,424	72,578	71,179	67,449
人口 (3月末人口、人)	17,893	17,675	17,498	17,250	17,094
一人当たり単価 (円)	23,617	25,028	26,289	26,965	25,802

(4) ごみ処理の評価

廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成17年5月環境省告示第43号)において減量化の目標として3つの目標値(排出量、再生利用量及び最終処分量)が定められています。

このことから、平成24年度以降についての実績を比較します。

表2-26 一人1日当たり排出量の推移

① 一人1日当たり排出量

年度	H24	H25	H26	H27	H28
県平均	874g	890g	890g	885g	876g
町実績	1,016g	1,002g	992g	1,035g	1,048g
比較	142g	112g	102g	150g	172g

県の平均と比較しますと、町の実績は100～170 g多い結果となっています。

一人1日当たりの排出が多い理由としては、人口が減少していますが排出量が横ばい傾向であることが考えられ、より一層ごみの減量化に努める必要があります。

表2-27 リサイクル率の推移

② リサイクル率

年度	H24	H25	H26	H27	H28
県平均	18.7%	18.5%	17.4%	18.5%	18.1%
町実績	24.5%	25.9%	25.5%	27.4%	24.3%
比較	5.8%	7.4%	8.1%	8.9%	6.2%

県の平均と比較しますと、町のリサイクル率は8%ほど上回っている結果となっています。これは、溶融処理の過程で資源物として溶融物(メタル・スラグ)が生成されること等が要因として挙げられますが、ごみの排出量と同様に、今後も資源化を推進しリサイクル率を向上させる取組みが必要です。

表2-28 最終処分率の推移

③ 最終処分率

年度	H24	H25	H26	H27	H28
県平均	11.6%	11.1%	11.1%	10.2%	9.4%
町実績	3.9%	7.6%	3.8%	3.9%	3.7%
比較	△7.7%	△3.5%	△7.3%	△6.3%	△5.7%

県の平均と比較しますと、町の実績は約7%低くなっております。

これは、滝沢清掃センターにおいての中間処理の形態が、溶融処理であることから最終処分量が、県平均よりかなり少ないことが要因となっていますが、今後も最終処分率の低減に努める必要があります。

(5) 課題の抽出

- ◇ 一般廃棄物の処理については、今後も生活環境の保全上支障のないように収集・運搬・処分していかなければなりません。
- ◇ ごみの一人1日あたりの排出量は、増加傾向にあり県平均と比較すると約150 g 多いことから、より一層住民や事業者の方々に、ごみの減量化に対する更なる理解と取り組みの実践に努めていただく必要があります。
- ◇ リサイクル率は、県の平均を上回っていますが、住民や事業者の方々に、今後も継続して分別排出と資源循環への理解と取り組みを深めていただく必要があります。
- ◇ 廃棄物の組成の中で、とくにも生ごみ類の排出を抑制する取り組みが必要です。
- ◇ ごみの減量化に資する取り組みとして、現在一部事務組合を形成している滝沢市において、家庭ごみの有料化が検討されており、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の動向と合わせて注視していく必要があります。
- ◇ 依然として後を絶たない不法投棄について、監視パトロール日数を増やすなど、監視体制を強化する必要があります。

3. ごみ処理行政の動向

平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号にて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長から、各都道府県一般廃棄物担当部長あてにダイオキシン類の削減対策による環境負荷の低減及びごみ処理の効率化を図るための「ごみ処理の広域化計画について」の通知がなされ、県単位で広域化計画を策定して、各市町村に指導し広域化処理の検討を進めることとなりました。

岩手県内においては、平成 10 年度に県内を広域 6 ブロックの区割りとし、その内の一つとして県央ブロック（盛岡市・雫石町・葛巻町・岩手町・西根町・滝沢村・松尾村・玉山村・安代町・紫波町・矢巾町）の 1 市 7 町 3 村（現在は 3 市 5 町）が位置づけられ、同年に岩手県ごみ処理広域化計画が策定されました。

平成 11 年度にごみ処理広域化に向けて、盛岡ブロックごみ処理広域化準備協議会が設立されましたが、協議の場において各市町村のごみ処理施設の延命化における更新時期等による意見の相違があり、平成 18 年度に協議が一時中断しました。

その後、平成 22 年度に盛岡市を事務局とする県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会が新たに設立され、平成 24 年度には、ごみ処理広域化基本構想を策定すべく、事務局とワーキンググループ代表による協議を重ね、構想の軸となる骨子を作成しました。また、各市町村との首長会議及び幹事会等を経て、新たなごみ処理施設の方向性を協議した結果、平成 26 年度には県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想を策定しました。これ以降は、新しいごみ処理施設を建設するための候補地選定作業をしており、部会検討会やワーキンググループにより検討・協議を重ねています。

平成 29 年度には、建設候補地が 4 箇所に絞られ、各候補地の周辺地域の住民に対して住民説明会を開催し、ごみ処理施設への理解と協力を得て、平成 30 年度には建設候補地が決定する予定となっています。また、新しいごみ処理施設の建設地決定に伴い、既存の事務局は平成 31 年度に解散となりますが、それと同時に一部事務組合が設立され、施設の建設やごみ処理など、広域化に向けた取組みをさらに進展することとなっています。

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 人口及び事業活動等の将来予測

① 人口の将来予測

町の人口減少対策本部会議において、国立社会保障・人口問題研究所の小地域簡易将来人口推計システムにより試算された数値が使用されていることから、当計画においても同数字を使用し、将来予測することとします。

表3-1 人口の将来予測

雫石町推計人口				
平成22年 調査実数	平成27年 調査実数	平成32年 推計	平成37年 推計	平成42年 推計
18,033 人	17,011 人	15,867 人	14,679 人	13,515 人

② 事業活動等の将来予測

ごみの排出が予想される新たな事業計画については、町にもたらされていないことから、現状より発生量が急増するような状況にはなり得ないと判断されます。

(2) ごみ発生量の将来推計

平成28年度において、一人1日あたりの排出量が1,048gであったことから、現状のままの推移では平成39年度において5,547トンと推計されますが、平成39年度における一人1日あたりの排出量50g減を目指して998gとし、年間排出量では5,282トン为目标とすることとします。

表3-2 ごみ発生量の推移と目標

ごみ排出量の目標		
年度	区 分	量
平成28年度	一人1日あたり排出量 (g)	1,048 g
	年間排出量 (トン)	6,539 トン
平成39年度 (現状推移)	一人1日あたり排出量 (g)	1,048 g
	年間排出量 (トン)	5,547 トン
平成39年度 (目標)	一人1日あたり排出量 (g)	998 g
	年間排出量 (トン)	5,282 トン

2. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

(1) ごみの排出抑制のための取組み

リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の3Rを柱として、環境負荷の少ない循環型社会の形成と省資源対策を推進するための取組みを次のとおりとします。

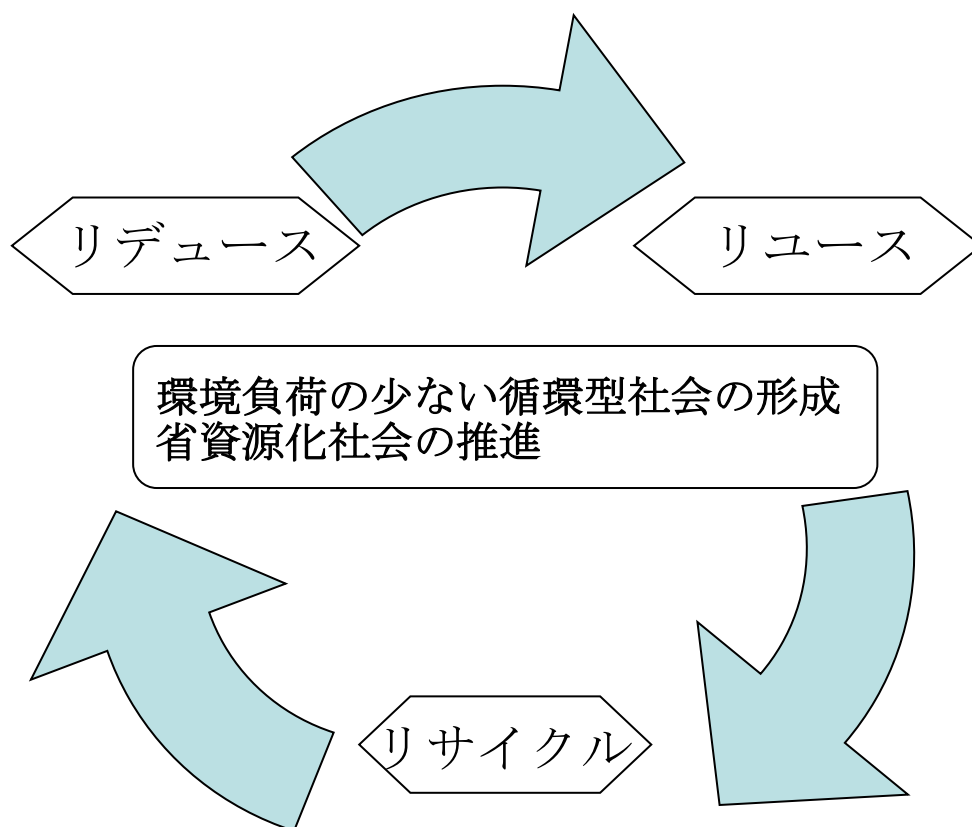


図3-1 3Rを柱とした取組みのイメージ

① 町の施策

ア 環境講座やイベントなどでの町民へのごみ減量と資源循環の啓発活動

- ・町で行う環境講座や各種イベントにおいて普及啓発活動を行い、町民や生徒を対象とした施設見学の受入や、保育施設にてごみに関する絵本の読みきかせを行います。

イ 町民・事業者への情報提供

- ・町広報紙への定期的なリサイクル情報の掲載や、ごみ処理関係の実績や啓発記事を掲載し、情報提供を行います。また、町ホームページ上にも情報を掲載します。

ウ 食品廃棄物の排出抑制

- ・本来食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスを削減するため、事業者や町民に対し、周知・普及に努めます。

エ 資源物の分別収集によるリサイクルの促進

- ・資源物の分別収集への理解と取り組みにより、品目ごとの分別が徹底されるよう、ごみカレンダーや分類表を作成、配布して住民理解に努めます。

オ 集団資源回収事業の奨励

- ・地域での資源循環意識の高揚を図るため、集団資源回収に取り組む団体に奨励金を交付し、奨励します。

カ 生ごみ処理容器等の普及促進

- ・生ごみ処理容器や生ごみ処理機の購入した際の補助金交付により、普及促進とごみの減量化に向けた取り組みを支援します。

キ ごみ集積所・資源ごみストックヤードの整備支援

- ・ごみ集積所や資源ごみストックヤードの整備を計画している町内会や自治会等に、町がその経費の一部を補助し、ごみの減量・資源化の取り組みを支援します。

ク 中間処理における資源化の推進

- ・資源物については、異物の除去など選別を徹底して分別基準に合致させリサイクル業者に引き渡します。
- ・金属製品については、分解選別して資源化に努めます。

ケ 使用済み食用油・古着の利活用支援

- ・一般家庭から排出される使用済み食用油を拠点回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）化を推進します。また、同様に古着を回収して、資源化に努めます。

コ ごみ処理有料化の検討

- ・近隣市町の動向を注視し、情報収集に努めることとします。

② 町民の行動指針

- ・環境に優しいライフスタイルにする。
- ・ごみを排出する際のルールを順守する。
- ・不要な物は買わない。もらわない。
- ・集団資源回収への取り組みや協力をする。
- ・資源物の分別排出を徹底する。
- ・リサイクル商品や詰め替え（リユース）商品を利用する。
- ・マイバック、マイバスケットを活用して過剰包装やレジ袋の使用を避ける。
- ・生ごみの堆肥化や水切りを徹底する。
- ・町が行う施策へ協力する。

③ 事業者の行動指針

- ・環境負荷の少ない商品の生産や販売をする。
- ・環境優先の事業活動にする。
- ・自己責任により、ごみを適正に処理する。
- ・リサイクルへ積極的に取り組む。
- ・再資源可能な包装材・容器等、回収へ協力する。
- ・食品廃棄物の減量化と再資源化を推進する。
- ・多量排出事業者は、ごみの減量化と再資源化計画等の作成並びにその実行をする。
- ・町が行う施策へ協力する。

(2) 再資源化の方法

再資源化を推進するための方法は、次のとおりとします。

表 3－3 再資源化の方法

区 分	方 法
資 源 物 の 分 別 収 集	・容器包装リサイクル法に基づく資源物のほか、新聞・雑誌も継続して分別収集します。 ・分別品目を追加する場合は、周知と徹底を図ります。
集団資源回収の奨励	・地域団体が実施する集団資源回収の促進を図るため、奨励事業を継続するとともに、実施団体の育成と支援に努めます。
中間処理による資源化	・廃金属製品からの資源回収を推進します。 ・給食残渣の資源循環利用を推進します。 ・使用済み蛍光灯の資源化を推進します。 ・溶融処理による溶融物の資源化を推進します。

(3) リサイクル率の目標

リデュース・リユースへの取り組みによって、資源物の排出も抑制されることにより、資源化量の減少が想定されますが、分別排出の徹底によりリサイクル率の向上を図るものとして、次のとおり目標を定めます。

表 3－4 リサイクル率の目標

区 分	平成 28 年度（実績）	平成 38 年度（目標）
リサイクル率	24.3%	29.3%
資 源 化 量	1,592 トン	1,697 トン

3. 分別して収集することとしたごみの種類及び分別の区分

資源循環の推進と、排出されるごみの適正処理のため、分別して収集するごみの種類と分別の区分は次のとおりとします。

表 3－5 ごみの種類及び分別の区分

廃棄物の範囲	ごみの種類	細 分	
一般廃棄物	普通ごみ	長さが 50cm 以下のもの、重量が 30kg 以下のもの	
	中型ごみ	長さが 50 cm以上 150 cm未満のもの、重量が 30kg 以下のもの	
	資 源 物	びん	無色びん
			茶色びん
			他の色びん
		缶	アルミ
			スチール
		ペットボトル	
		その他プラスチック製容器包装	

一般廃棄物	資 源 物	ダンボール
		紙パック
		その他紙製容器包装
		新聞
		雑誌

このほか、一般家庭から排出される使用済み食用油については、しずくいし菜のテクノロジープロジェクトの一環として、拠点回収場所を設けて回収し、特定非営利活動法人「かし和の雫」が設置運営する雫石町福祉作業所「かし和の郷」にてＢＤＦに精製して、資源循環の推進への取組みを進めるものとします。

表３－６ 使用済み食用油拠点回収事業協力店等一覧

使用済み食用油拠点回収事業協力店等一覧			
施 設 名	地 区	施 設 名	地 区
雫石町役場駐輪場	雫 石 地 区	雫石町立御所公民館	御 所 地 区
雫石町健康センター	雫 石 地 区	鶯宿温泉観光協会	御 所 地 区
雫石町立雫石公民館	雫 石 地 区	エーコープ御所店	御 所 地 区
雫石町福祉作業所かし和の郷	雫 石 地 区	高橋酒店	御 所 地 区
セツ森もりもりクラブ	雫 石 地 区	雫石町立御明神公民館	御明神地区
ビッグハウス雫石店	雫 石 地 区	雫石町立西山公民館	西 山 地 区
ジョイス雫石店	雫 石 地 区	なかゆ食品	西 山 地 区
		プチマート井上	西 山 地 区

また、一般家庭から排出される古着についても、拠点回収場所を設け、特定非営利活動法人「かし和の雫」が設置運営する雫石町福祉作業所「かし和の郷」にて回収して、業者へ引き渡し、資源循環の取組みを行っています。

表３－７ 古着回収協力店等一覧

古着回収協力店等一覧			
施 設 名	地 区	施 設 名	地 区
雫石町役場駐輪場	雫 石 地 区	雫石町立御所公民館	御 所 地 区
しずく×CAN	雫 石 地 区	雫石町立御明神公民館	御明神地区
雫石町立雫石公民館	雫 石 地 区	雫石町立西山公民館	西 山 地 区
雫石町福祉作業所かし和の郷	雫 石 地 区		

4. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

① 収集区域の範囲

収集区域の範囲は町内全域とし、次の地区割りにより収集と運搬を効率的に行うものとなりますが、ごみ排出量の動態などにより、住民生活に支障が生じる恐れが生じたときは、これを見直しするものとします。

表 3－8 収集区域の範囲

Ⅰ地区	①	高前田 1～2、林、上町 1～3、中町 1～3、下町 1～4、駅前
	②	谷地、晴山、中沼、陽和郷、セッ森・丸谷地、小岩井、西山地区
Ⅱ地区	①	板橋、東町、元御所、御明神地区
	②	長根、黒沢川、御所地区

② 収集・運搬の方法

ごみ及び資源物の区分による収集・運搬の方法は、次のとおりとします。家庭から排出区分ごとに排出されるごみ及び資源物については、ごみ集積所からの委託収集による方式を継続するものとします。

なお、家庭から発生するごみのうち、一時多量のものや重量物、事業所から発生するごみについては自らあるいは許可業者に委託しての収集運搬とします。

表 3－9 ごみの種類別収集・運搬の方法

区 分	収集運搬の主体			
普通ごみ	家庭系	町（委託）	排 出 者	許可業者
	事業系		排 出 者	許可業者
中型ごみ	家庭系	町（委託）	排 出 者	許可業者
	事業系		排 出 者	許可業者
資 源 物	家庭系	町（委託）	排 出 者	許可業者
	事業系		排 出 者	許可業者

③ 排出区分別収集日及び収集頻度

基本的には、住民理解が浸透している現行の収集日及び収集頻度としますが、中間処理システムの見直しや分別区分の変更、排出物の動態等に応じて検討と修正を加え、住民サービスの向上とともに作業の効率化を推進するものとします。

表 3-10 排出区分別収集日及び収集頻度

区 分		I 地区	II 地区	収集頻度
普通ごみ		火・金曜日	月・木曜日	2 回／1 週
中型ごみ		月曜日	水曜日	1 回／2 週
資 源 物	無色びん	木曜日	金曜日	1 回／2 週
	茶色びん			
	他色びん			
	アルミ	水曜日	火曜日	1 回／2 週
	スチール			
	ペットボトル	木曜日	金曜日	1 回／2 週
	その他プラスチック製容器包装	水曜日	火曜日	1 回／2 週
	ダンボール	土曜日	土曜日	1 回／4 週
	紙パック	木曜日	金曜日	1 回／2 週
	その他紙製容器包装	土曜日	土曜日	1 回／2 週
	新聞	月曜日	水曜日	1 回／4 週
	雑誌	月曜日	水曜日	1 回／4 週

④ 排出区分別排出方法

排出区分ごとの排出の方法は、次によるものとします。なお、使用済み蛍光管については、破損防止のため購入時の梱包箱に入れての排出を基本とします。

表 3-11 排出区分別排出の方法

区 分		排出方法
普通ごみ		透明又は半透明のごみ袋による
中型ごみ		そのまま排出若しくは縛って出す
資 源 物	無色びん	透明又は半透明のごみ袋による
	茶色びん	
	他色びん	
	アルミ	透明又は半透明のごみ袋による
	スチール	
	ペットボトル	透明又は半透明のごみ袋による
	その他プラスチック製容器包装	透明又は半透明のごみ袋による
	ダンボール	紙ひもで縛る

	紙パック	紙ひもで縛る（ペットボトル同時収集）
	その他紙製容器包装	紙袋による （使用済み乾電池、蛍光管同時収集）
	新聞	紙ひもで縛る
	雑誌	紙ひもで縛る

（２）中間処理計画

① 中間処理の方法

収集した処理対象ごとの中間処理の方法は、次のとおりとします。

なお、本町から排出されるごみは、滝沢・雫石環境組合にて中間処理を行っていることから、組合及び滝沢市と連携及び情報共有して、中間処理施設の適正な維持管理と処理を継続することとします。

表 3－12 中間処理の方法

処理対象	処理方式	処理形態	処理能力
普通ごみ・中型ごみ	ガス化溶融	処理委託	100 トン／日
資源物	選別・圧縮・梱包	運転委託	8 トン／日
使用済み蛍光管	焙焼処理	処理委託	60 トン／日
給食加工残渣等	メタン発酵	処理委託	51.95 トン／日

② 中間処理施設の所在地

中間処理する施設の名称及び施設の所在地は、次のとおりとします。

表 3－13 中間処理施設の所在地

処理施設名	所 在 地
滝沢清掃センター	岩手県滝沢市大石渡 332－2
雫石リサイクルセンター	岩手県岩手郡雫石町七ッ森 16－81
野村興産(株)イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町富士見 217－1
(株)バイオマスパワーしずくいし 小岩井事業所	岩手県岩手郡雫石町中黒沢川 17－7

③ 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法及び能力

中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法及び能力は、次のとおりとします。

表 3-14 中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法及び能力

処理施設名	回収・利用方法	能力
滝沢清掃センター	蒸気 発電	1,200kw
(株)バイオマスパワーしずくいし 小岩井事業所	メタンガス 発電	250kw

(3) 最終処分計画

① 最終処分の方法及び量

最終処分の処理対象及び処理方式等は、次のとおりとします。

表 3-15 最終処分の方法及び量

処理対象	処理方式	処理形態	最終処分の量
熔融飛灰・破碎残渣	埋立処分	処理委託	200 トン (平成 38 年度)

② 最終処分施設の所在地及び施設規模

最終処分施設の所在地及び施設規模は、次のとおりとします。

表 3-16 最終処分施設の所在地及び施設規模

処理施設名	滝沢市一般廃棄物最終処分場
所 在 地	岩手県滝沢市大石渡 332-2
埋 立 面 積	10,500 m ²
埋 立 容 量	52,500 m ³

③ 廃止となった天川ごみ処理場の跡地利用について

平成 18 年度において廃止確認を受けた天川ごみ処理場については、周辺の生活環境に異常のないことを確認していくために、観測用井戸からの地下水の水質検査による経過観察を継続するとともに、刈払いによる場内の環境整備を継続していくものとします。

また、電力の引き込みや上水道の引き込みなどに費用を要することから、新たに何らかの設備を設けての跡地利用は極めて困難な状況にあります。しかしながら、平成 25 年度に発生した大雨災害時にも使用されましたが、大規模災害により発生した廃棄物の処理が緊急かつ迅速にできない場合の、一時保管場所としての活用の可能性も含むこととします。

5. ごみ処理施設の整備に関する事項

当町において、単独での新たな中間処理施設や最終処分場の整備は、ごみ処理の広域化の推進にそぐわないことや、財政的な負担の面からも困難です。また、県央ブロック（盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町）内の既存のごみ処理施設も老朽化により、今後維持修繕費が嵩むことが見込まれています。県央ブロックごみ処理広域化推進協議会の試算によると、既存のごみ処理施設の延命化費用と新しいごみ処理施設の建設費用を比較した場合、L C C（ライフサイクルコスト）の観点から、新しいごみ処理施設を建設した方が、財政的負担が軽減されることが報告されており、またL C A（ライフサイクルアセスメント）の面においても、ごみ処理施設を1箇所にした方が、温室効果ガスの排出抑制につながり、環境に与える影響も少ないとされています。

このことから、県央ブロック内において新しいごみ処理施設を建設して、平成41年度から稼働する予定の内容で、現在、県央ブロックごみ処理広域化推進協議会で協議が進められています。

新しいごみ処理施設の処理能力は、1日当たり500トン程度を想定しており、ごみ処理施設までの距離が市町村庁舎から25km以上離れている自治体は、中間処理施設を設けて遠距離の収集運搬に対応できるよう検討されています。

6. その他ごみの処理に関する必要な事項

一般家庭などから発生するごみでありながら、取り扱いに注意が必要なものや処理が困難なものについては、個別の状況を考慮し対応していくものとします。

表 3-17 その他ごみの処理に関する項目と内容

項 目	内 容
個別リサイクル対策	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象のテレビ等については、排出者が法に則して処理するものとします。 資源の有効な利用の促進に関する法律対象のパーソナルコンピュータ等についても、排出者がそれぞれ個別のルールに則して処理するものとします。また、都市鉱山からつくる！みんなのプロジェクトに参加し、小型家電のリサイクルに努めることとします。
適正処理困難物対策	バッテリー・ガスボンベ・消火器・塗料・廃油（食用油は除く）・農薬類・タイヤ・二輪自動車などは適正処理が困難です。排出者が販売店に相談して処理するものとします。
在宅医療廃棄物対策	感染性や鋭利な在宅医療廃棄物を除いては、基本的に普通ごみ扱いとして、排出にあたっては、予め紙等で包んでから、ごみ袋に入れて排出するものとします。在宅医療廃棄物については、医師会等と連携を図りながら対処していくものとします。
災害時の廃棄物処理に関する対策	災害時に一時多量に発生する廃棄物については、雫石町地域防災計画に準じた対応をするとともに、生活環境の保全上支障のないよう対応するものとします。
野外焼却対策	廃棄物処理法及びその他の法令に定められている野外焼却の禁止の例外事項であっても、周囲の状況に十分配慮するものとします。
不法投棄ごみ対策	不法投棄や不適正排出抑止のため、関係機関との連携や啓発看板・監視カメラの設置、不法投棄監視員を雇用して、監視指導と抑止啓発に努めます。
環境美化対策	地域コミュニティ組織や地域団体等が取り組んでいる環境美化活動や分別排出及びごみ減量化活動への支援を通じて、住民の自主的な活動を推進するものとします。
犬猫車轢死骸等対策	犬猫車轢死骸については、道路管理者において処理することとし、住民から求めのあった愛玩動物の死骸については、愛玩動物火葬専門業者への委託か雫石リサイクルセンター（滝沢清掃センター）への直接搬入の2つの選択によるものとします。

このほか、本町における一般廃棄物の処理とリサイクルを促進するにあたり、本基本計画以外に新たに必要とするものについて、本基本計画の趣旨や方針に沿っている場合は、これに取り組むことができるものとします。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画の概要

1 計画の目的

水質汚濁防止法では、生活排水とは生活雑排水及びし尿を意味しており、炊事、洗濯、入浴など人の生活に伴って公共用水域に排出される水であって、特定事業場から排出される水を除いたものと定義されています。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、人の日常生活から排出されるごみやし尿については、一般廃棄物として定義されています。し尿や浄化槽汚泥の適切な処理は、これに起因する水質汚濁対策や、町民の健全な生活を保っていく上で必要不可欠なものです。

これまで、公共下水道や農業集落排水については計画区域を設けて順次その整備が進められてきたところであり、計画区域外の対策を進めるものとして、個人の合併処理浄化槽の設置に係る補助制度が設けられています。

また、計画区域外のし尿や浄化槽汚泥を適正に処理し、更に資源化を進めるため、盛岡市・滝沢市・当町の構成による盛岡地区衛生処理組合の汚泥再生処理施設が平成17年度に整備されています。

このような背景と今後の情勢を踏まえ、環境負荷の少ない生活排水処理の推進を基本方針として、本町における生活排水処理の現況の把握、解析、将来予測に基づき、生活排水処理基本計画（以下、本計画という。）の策定を行うものです。

2 計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）」第6条第1項の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっており、一般廃棄物の処理計画は廃棄物処理の主要な柱となる長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と基本計画に基づき単年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」で構成されています。

また、上記の計画はそれぞれ、“ごみ”と“生活排水”に関する事項から成り立っており、このような法的位置づけにおいて、本編の生活排水処理基本計画は、市町村等が長期的・総合的視野に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分に至る全てを包含するものです。

本計画は、廃棄物処理法並びに平成2年10月に旧厚生省（現環境省）より示された「生活排水処理基本計画指針（平成2年10月8日付循環第200号）」に準拠し、策定するものになります。

3 計画対象区域

計画対象区域は、本町の全域とします。

4 計画期間

本計画は、長期的展望に立った計画であることから、諸指針等に基づき、平成 30 年度を初年度とし、平成 39 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、必要に応じて、5 年毎に見直すものとします。

第2節. 生活排水処理の現状

1 生活排水の処理体系の現状

本町における生活排水処理体系を図4-1に示します。

本町の生活排水処理事業については、公共下水道、農業集落排水施設、合併（単独）処理浄化槽、し尿処理施設での処理が行われ、収集したし尿や浄化槽汚泥は、盛岡地区衛生処理組合に運搬された後、適正に処分されています。

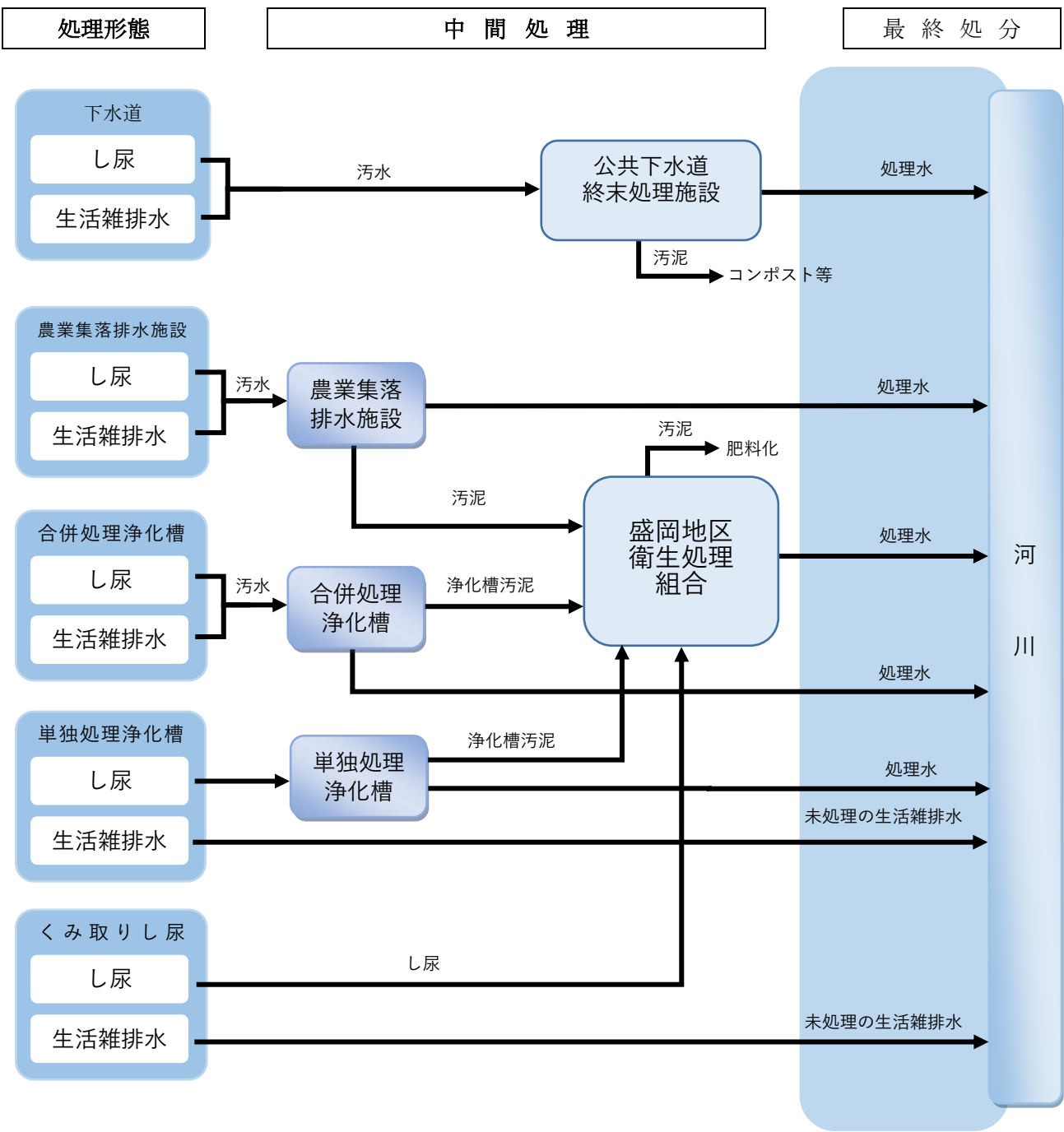


図4-1 生活排水の処理体系フロー

2 生活排水処理形態別人口の推移

本町における生活排水処理形態別人口の推移を表４－１、図４－２に示します。

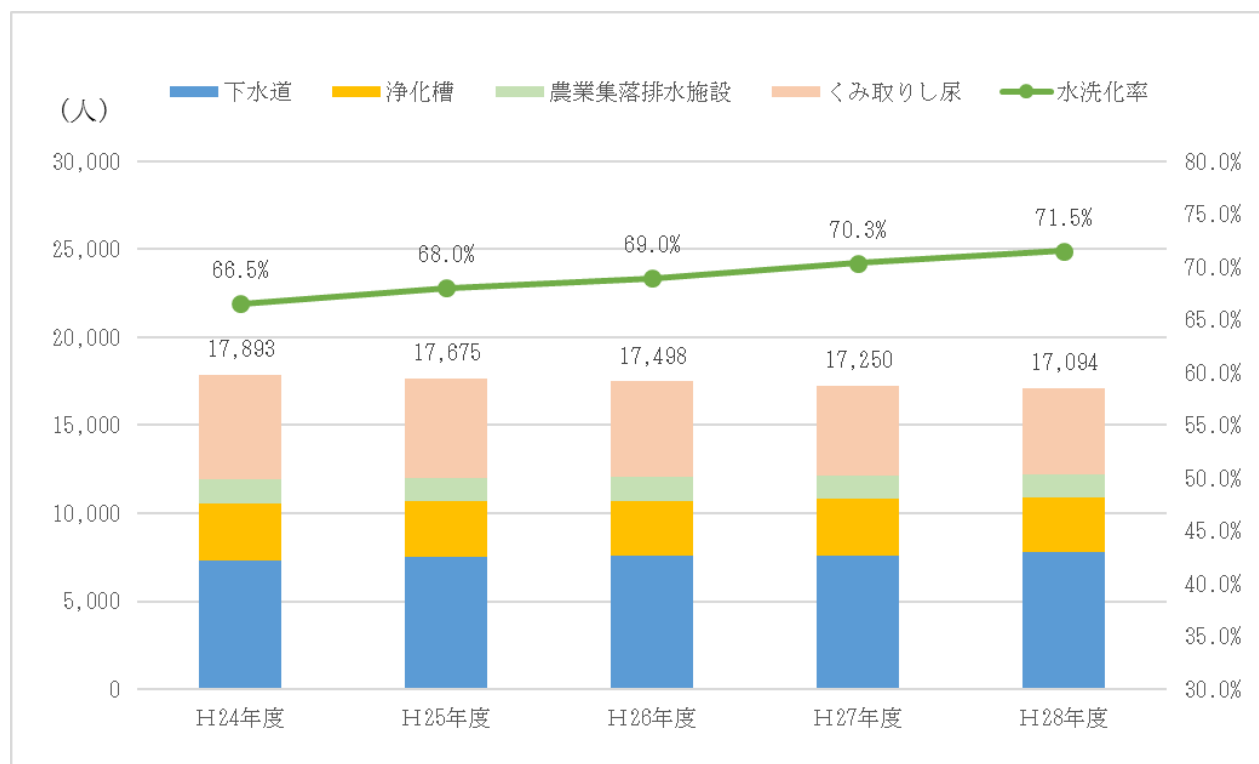
平成 28 年度現在の水洗化人口は、12,223 人となっており、区域内人口に占める水洗化人口の割合（水洗化率）は、71.5%となっています。

表４－１ 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
計画区域内人口		17,893	17,675	17,498	17,250	17,094
水洗化・生活雑排水処理人口		11,905	12,024	12,066	12,134	12,223
内訳	コミュニティプラント	0	0	0	0	0
	下水道	7,336	7,495	7,560	7,619	7,797
	浄化槽	3,241	3,192	3,143	3,179	3,082
	農業集落排水施設	1,328	1,337	1,363	1,336	1,344
くみ取りし尿		5,988	5,651	5,432	5,116	4,871
水洗化率		66.5%	68.0%	69.0%	70.3%	71.5%

※ 市町村が、設置する小規模な下水処理施設



3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬・処分の状況

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥等に係る収集運搬・処分体制を表４－２に示します。

表４－２ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬・処分体制

体制区分 収集体制	収集運搬	処分
し尿	許可業者	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥		

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分を行っている盛岡地区衛生処理組合の概要を表４－３に示します。

表４－３ 盛岡地区衛生処理組合施設概要

施設名称：盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター		
	第１処理棟	第２処理棟
処理能力	水処理：100kℓ／日 内訳 し尿：70kℓ／日 浄化槽汚泥：30kℓ／日	水処理：70kℓ／日 内訳 し尿：50kℓ／日 浄化槽汚泥：20kℓ／日 資源化：170kℓ／日 ※第１処理棟、第２処理棟から発生する汚泥全量を資源化
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理 ※高度処理については第１処理棟、第２処理棟の処理水全量を処理	水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理（第１処理棟） 資源化：油温減圧乾燥処理方式
延床面積	3,135.06 ㎡（管理棟 375.24 ㎡含む）	3,032.67 ㎡
供用開始	昭和 60 年 11 月 1 日	平成 17 年 11 月 1 日
設計施工	栗田工業株式会社	栗田工業株式会社
総事業費	1,727,924,000 円 内訳 国庫補助金 359,277,000 円 起債 1,058,400,000 円 一般財源 310,247,000 円	3,789,257,000 円 内訳 国庫補助金 1,034,285,000 円 起債 2,376,200,000 円 一般財源 378,772,000 円

4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を表4-4、図4-3に示します。

し尿人口及び浄化槽使用人口の減少により、し尿の収集量及び浄化槽汚泥収集量ともに減少しており、平成28年度は5,683kℓとなっています。

表4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

(単位：kℓ/年)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
し尿	4,103	4,152	3,916	3,998	3,687
浄化槽汚泥	1,990	1,845	1,881	1,940	1,996
合計	6,093	5,997	5,797	5,938	5,683

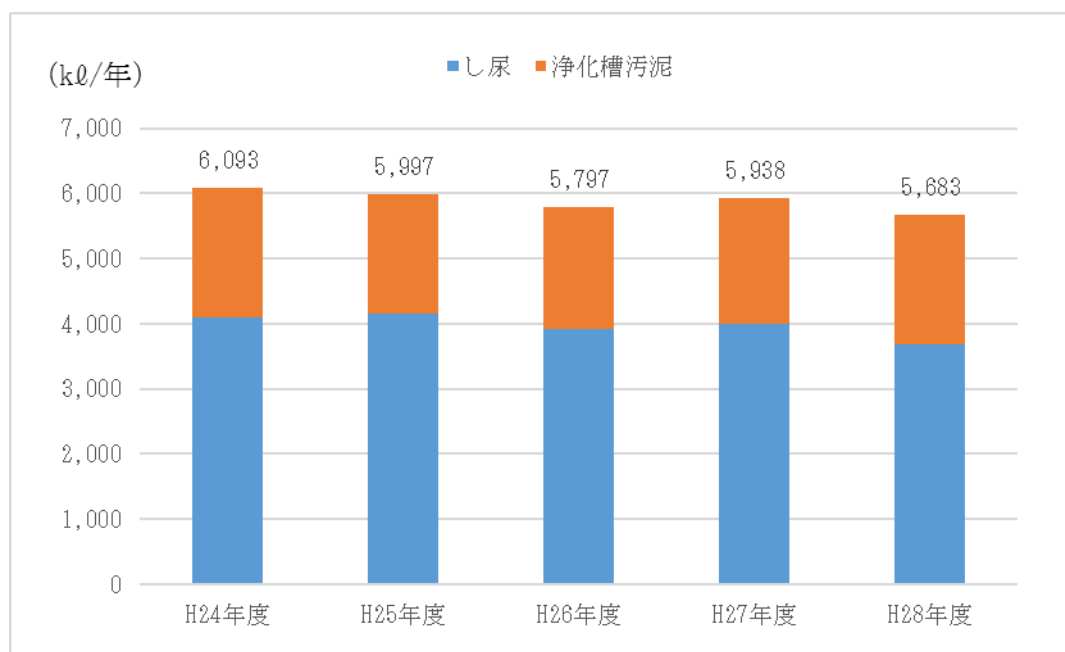


図4-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移（グラフ）

第3節. 生活排水処理の将来予測

1 処理形態別人口の将来予測

本町の生活排水処理形態別人口の将来予測を表4-5、図4-4に示します。

本町において、公共下水道や農業集落排水、浄化槽にて水洗化を実施している人の割合（水洗化率）は、人口減少率と盛岡地区衛生処理組合の生活排水処理基本計画の予測値を基に推計しますと、平成33年度では、77.4%と予測されます。

表4-5 処理形態別人口の将来予測

(単位：人)

		実績	推 計				
		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
計画区域内人口		17,094	16,906	16,720	16,536	16,354	16,174
水洗化・生活雑排水処理人口		12,223	12,282	12,345	12,403	12,460	12,515
内訳	コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
	下水道	7,797	7,887	7,974	8,058	8,139	8,218
	浄化槽	3,082	3,051	3,021	2,991	2,962	2,933
	農業集落排水施設	1,344	1,344	1,350	1,354	1,359	1,364
くみ取りし尿		4,871	4,624	4,375	4,133	3,894	3,659
水洗化率		71.5%	72.6%	73.8%	75.0%	76.2%	77.4%

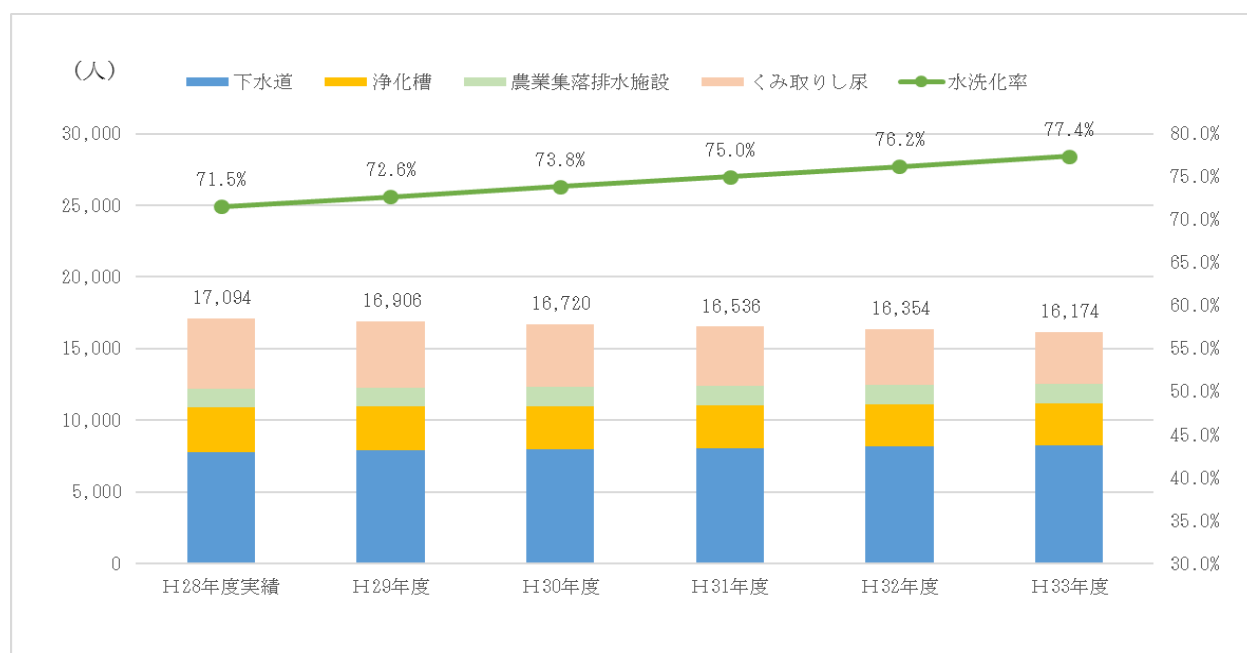


図4-4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の将来予測を表4-6、図4-5に示します。

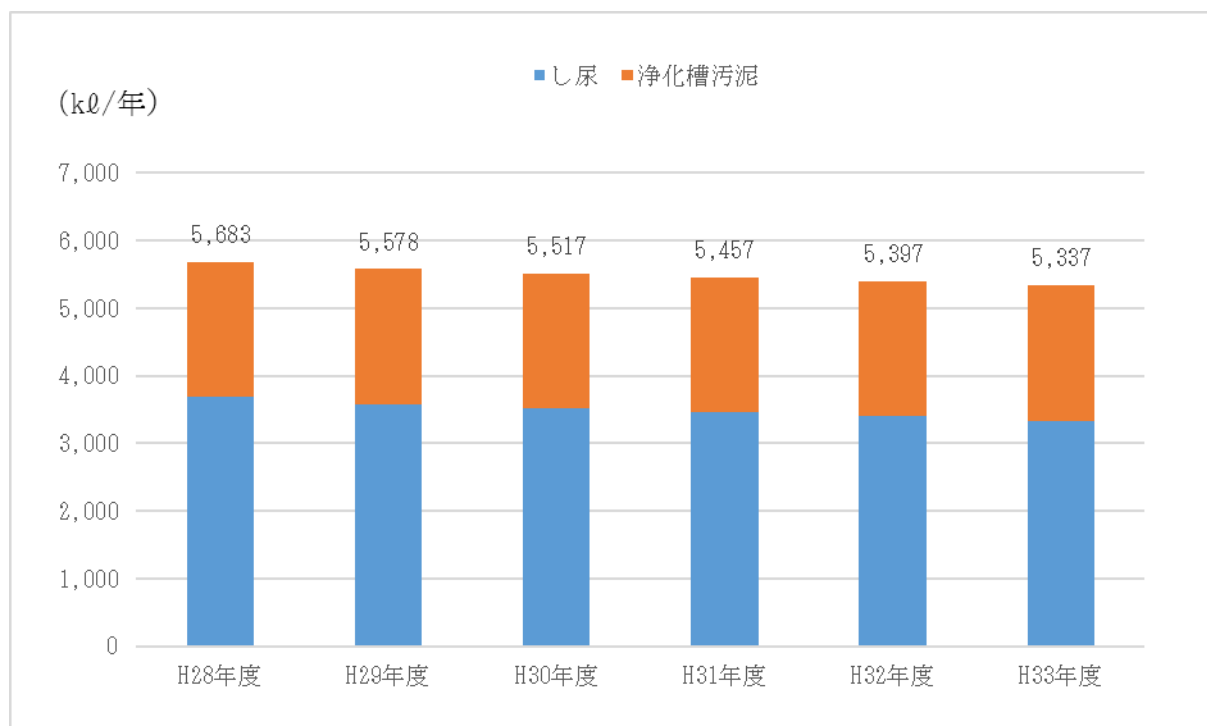
し尿人口及び浄化槽使用人口の減少により、し尿の収集量及び浄化槽汚泥収集量はともに

減少が見込まれ、盛岡地区衛生処理組合の生活排水処理基本計画の予測値を基に推計しますと、し尿・浄化槽汚泥の処理量は、平成 33 年度で 5, 3 3 7 kℓと予測されます。

表 4－6 し尿及び浄化槽汚泥処理量の将来予測

(単位：kℓ /年)

	実績	推計				
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度
し尿	3, 687	3, 578	3, 517	3, 457	3, 397	3, 337
浄化槽汚泥	1, 996	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000
合計	5, 683	5, 578	5, 517	5, 457	5, 397	5, 337



第 4 節．個別計画

1 汚水処理計画

平成 2 7 年度に策定された雫石町効率的汚水処理整備計画に基づき、公共下水道事業、農業

集落排水事業及び浄化槽事業を効率的に推進します。

特にも、公共下水道については、建設コストの縮減や維持管理の効率化による経費節減を図りながら公共下水道計画区域内の整備を計画的に進め、下水道への未接続世帯に対し早期の接続を促し、水洗化率の向上を目指しています。

また、公共下水道計画区域外の世帯については、農業集落排水施設への接続を促進するほか、浄化槽を設置する際には助成を行うなどして、浄化槽の設置も推進することとします。

2 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量については、今後も減少が見込まれますが、現行の許可による収集運搬体制を継続することにより、安定したし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制を維持することとします。

許可業者数及び車両保有台数等は、次のとおりです。

許可業者数	バキューム車		
1 社	車両台数	10 台	総積載量 44.92 トン

3 中間処理・最終処分計画

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥の中間処理・最終処分は、盛岡地区衛生処理組合が行うこととなっていることから、組合の構成市町と連携し、組合における施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ることとします。

4 管理運営計画

(1) 一部事務組合との連携及び情報共有

当町のし尿及び浄化槽汚泥の処理が円滑に行われるように、盛岡地区衛生処理組合との連携及び情報の共有を図ります。

(2) 適正な手数料の設定

盛岡地区衛生処理組合及び構成市町との情報交換を行いながら、適正なし尿及び浄化槽汚泥の処理手数料のあり方について検討していくものとします。

(3) 県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会

各処理施設の老朽化並びに今後さらにし尿等の処理量が減少されることが見込まれることから、処理施設の在り方や新規の処理方法等について、盛岡地区衛生処理組合と構成市町及び「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」と協議を進めます。

《 資 料 》

◇循環型社会形成のあゆみ

年		国のうごき	町のうごき
1969	S 44		○ごみ処理場完成 (8 t/日、S51 まで)
1970	S 45		○盛岡地区衛生処理組合設立
1971	S 46	○廃棄物処理法施行	○盛岡地区衛生処理組合盛岡処理センター完成 (130 kℓ/日)
1972	S 47		○雫石町廃棄物処理等手数料条例施行 ・犬、ねこ等の死体 収集及び運搬処分：100 円/1 体 ・し尿 収集及び運搬処分：34 円/18ℓ ・ごみ 収集及び運搬処分：20 円/10kg 焼却処分：2 円/10kg 埋立：100 円/2 t 未満 1 台分 200 円/2 t～5 t 未満 1 台分 300 円/5 t 以上
1974	S 49		○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・し尿 収集及び運搬処分：42 円/18ℓ
1975	S 50		○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・し尿 収集及び運搬処分：53 円/18ℓ
1976	S 51		○雫石町塵芥処理場完成 (25 t/日、H7 まで) ○天川ごみ処理場供用開始 (H19 まで) ○妻の神ごみ処理場供用開始 (S58 まで) ○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・し尿 収集及び運搬処分：38 円/10ℓ
1977	S 52		○町内一円のごみ収集開始 ○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・し尿 収集及び運搬処分：47 円/10ℓ
1978	S 53		○盛岡地区衛生処理組合盛岡処理センター完成 (130 kℓ/日→170 kℓ/日)
1979	S 54		○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・し尿 収集及び運搬処分：54 円/10ℓ

1985	S 60		○盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センター完成 (100 k l/日)
1988	S 63		○雫石町清掃センター管理運営要綱施行 ○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・犬、ねこ等の死体 収集及び運搬処分：500 円/ 1 体 ・ごみ 収集及び運搬処分：100 円/10kg 処分：300 円/100kg
1990	H 2		○一般廃棄物処理基本計画策定
1991	H 3	○再生資源利用促進法施行	○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・し尿 収集及び運搬処分：58 円/10l
1992	H 4		○雫石町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱施行 ・補助金の額 3,000 円/基 (H13 廃止)
1994	H 6		○雫石町集団資源回収事業奨励金交付要綱施行 ・実施回数割：1,000 円/回 (上限 12 回) ・金属、古紙、古繊維、雑びん類：4 円/kg ・リタナーブルびん：2 円/本
1995	H 7	○容器包装リサイクル法施行	○雫石町清掃センター完成 (25 t/日)
1996	H 8		○分別収集計画策定
1997	H 9		○滝沢村可燃ごみ受入れ (H14 まで) ○焼却残さ滝沢村最終処分場にて処分 (H13 まで) ○空き缶、空きびん資源ごみ収集開始
1998	H10		○ペットボトル資源ごみ収集開始
1999	H11		○一般廃棄物処理基本計画改定 ○分別収集計画改定 ○使用済み乾電池等広域処理計画による処理開始
2001	H13	○循環型社会形成促進基本 法施行 ○資源有効利用促進法施行 ○家電リサイクル法施行 ○食品リサイクル法施行 ○グリーン購入法施行	○雫石町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱施行 ・生ごみ堆肥化容器等 購入費の 1/3 以内の額、上限 3 千円 ・電動生ごみ処理機 購入費の 1/3 以内の額、上限 2 万円 ○いわてクリーンセンターに焼却残さ処理委託 (H15 まで)
2002	H14	○建設リサイクル法施行	○資源ごみ分別等推進事業 ○ごみ分別排出推進モデル事業 (モデル地区：中沼行政区)

			○資源ごみ分別等推進事業 ○雫石町ごみ集積所整備事業補助金交付要綱施行 新築改築経費の1/2以内の額、上限10万円 ○粗大ごみ民間業者処分委託（H19まで） ○ごみ分別排出推進モデル事業 (モデル地区：セッ森・丸谷地行政区) ○分別収集計画改定
2003	H15		○資源ごみ分別等推進事業 ○「容器包装リサイクル法」に基づく資源ごみの出し方と分類表（家庭保存版）世帯配布 ○雫石町清掃センター・ストックヤード完成 ○資源ごみ10分別収集開始 ○焼却残さ民間業者処分委託（H19まで） ○一般廃棄物処理基本計画改定
2004	H16		○雫石町清掃センター管理運営要綱一部改正 ○雫石町ごみ集積所整備事業費補助金交付要綱全部改正 ○雫石町集団資源回収事業奨励金交付要綱全部改正 ○雫石町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱全部改正 ○雫石町バイオマス利活用フロンティア事業費補助金交付要綱施行 ○資源ごみ12分別収集に変更
2005	H17	○自動車リサイクル法施行	○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則施行 ○浄化槽法施行細則施行 ○雫石町ごみ集積所整備事業費補助金交付要綱一部改正 ○雫石町生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱一部改正 ○雫石町バイオマス利活用フロンティア事業費補助金交付要綱一部改正 ○分別収集計画改定 ○盛岡地区衛生処理組合汚泥再生処理センター完成 (既存100kℓ/日+増設70kℓ/日)
2006	H18		○(株)バイオマスパワーしずくいし バイオマス利活用施設完成 (メタン発酵施設51.95t/日、堆肥化施設33.4t/日) ○学校給食残渣等処理処分委託開始

2007	H19	○資源ごみの出し方とごみ分類表（家庭保存版）世帯配布 ○ごみの分類変更 「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」から「普通ごみ」「中型ごみ」に変更 ○資源ごみを除く一般廃棄物の処理を滝沢村へ委託 (H23.3 まで) ○雫石町清掃センター焼却部門休止届 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則一部改正 ○雫石町清掃センター管理運営要綱一部改正 ○雫石町廃棄物処理等手数料条例一部改正 ・犬、ねこ等の死体 処分：5,250 円/件 ・一般廃棄物収集運搬業者又は事業者が自ら搬入する廃棄物 処分：100 円/10kg 経過措置 平成 19 年度 60 円/10kg 平成 20 年度 80 円/10kg ・町民が自ら搬入する家庭系一般廃棄物 処分：200kg 未満無料 200kg 以上は 210kg まで 30 円とし、10kg を増すごとに 30 円を加算した額。 ○雫石町廃棄物処理等手数料条例施行規則施行 ○分別収集計画改定 ○資源ごみの出し方とごみの分類表（家庭保存版）世帯配布
2008	H20	○滝沢村村長からの申し入れによる首長協議（5 月）
2009	H21	○一般家庭からの用済み食用油拠点回収 (かし和の郷が回収) BDF（バイオディーゼルフェューエル）化 精製場所：福祉作業所かし和の郷 ※H18 年から旅館、ホテル、飲食店等から回収し精製販売している。 ○雫石町長と滝沢村村長で一部事務組合の協議開始合意（7 月）
2010	H22	○一部事務組合の協議に関する協議書締結（5 月） ○雫石・滝沢環境組合の運用に関する基本協定書締結

			(8月) ○「雫石・滝沢環境組合」設立(10月)
2011	H23		○「雫石・滝沢環境組合」によるごみ処理開始(4月) (資源物処理業務や収集業務など除く) ○「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」 設立 ○東日本大震災にかかる災害ごみ受け入れ (H23.12～H26.1) 可燃物 5,410.86t 不燃物 4,990.52t
2012	H24		○資源ごみストックヤード整備事業補助金交付要綱
2013	H25		○資源物処理業務を「雫石・滝沢環境組合」に移管する。 ○雫石町資源ごみストックヤード整備事業補助金交付要綱施行 新築改築経費の1/2以内の額、上限10万円 ○古着・古布回収事業 回収ボックスの設置(協定により、回収はかし和の郷) ○雫石町豪雨にかかる災害廃棄物の受入れ (H25.8～11) 可燃物 552.28t 汚泥 228.35t ○(株)バイオマスパワーしずくいし「東北再生可能エネルギー利活用大賞」受賞(2月)
2014	H26		○平成26年1月1日、滝沢村の市制移行により、組合の名称が「滝沢・雫石環境組合」となり、関連する協定について変更した。
2015	H27		○資源ごみの出し方とごみの分類表(家庭保存版)世帯配布 ○(株)バイオマスパワーしずくいし「新エネ大賞 資源エネルギー庁長官賞」受賞(1月)
2016	H28		○雫石町環境基本計画見直し ○生ごみ処理機等購入費補助事業(再開) ※生ごみ処理容器(コンポスト)、電動式生ごみ処理機 ○分別収集計画改定
2017	H29		○小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン策定

◇関係法令等の概要

循環型社会形成推進基本法		
目 的	循環型社会の実現に向けた基本的枠組みを示し、その道程を明らかにすること。	
概 要	循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、地方公共団体、国の役割や取り組みを進めるにあたっての基本原則等が規定されています。	
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法、再生資源利用促進法の改正）		
目 的	副産物等の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品等の原材料としての再利用を総合的に推進すること。	
概 要	製品の製造段階における 3 R 対策、設計段階における 3 R の配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されています。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）		
目 的	廃棄物の発生抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。	
概 要	廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されています。	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）		
目 的	家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について排出を抑制するとともに、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者がリサイクルするという役割分担を明確にすることにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。	
概 要	市町村による分別収集（消費者による分別排出）および分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収リサイクルシステムが規定されています。	
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）		
目 的	家庭等から排出される使用済み家電製品について、消費者、小売業者、製造事業者等の役割分担を明確にし、廃棄物の減量化やリサイクルを促進すること。	
概 要	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造事業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。	

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）		
目 的	使用済み小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保に努めること。	
概 要	使用済み小型電子機器等の廃棄にあたって、それぞれの立場に応じた責務を果たすことが規定されています。	
使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）		
目 的	自動車メーカー等を中心とした、関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、廃車となる自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクルシステムの構築を図る。	
概 要	ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル社会をつくるために、自動車のリサイクルについて、自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割が規定されています。	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）		
目 的	建築物等の解体工事等に伴って排出される特定建設資材の分別及びリサイクルを促進すること。	
概 要	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続きなどが規定されています。	
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）		
目 的	食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ること。	
概 要	食品関連事業者などが取組むべき事項が規定されています。	
国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律（グリーンリサイクル法）		
目 的	再生資源を利用した製品など環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させること。	
概 要	国や国の機関、地方公共団体が率先的に環境物品等を購入することを規定するとともに、事業者等が物品等を購入する際、出来る限り環境物品等を選択することが求められています。	

◇雫石町環境審議会委員名簿

役職	委 員 名	所 属 等
会 長	小野田 敏行	岩手大学保健管理センター
副会長	千葉 啓子	岩手県立大学盛岡短期大学部
委 員	松原 れい子	まちづくりパートナー
委 員	中川 美穂子	まちづくりパートナー
委 員	齊藤 貢	岩手大学理工学部
委 員	前田 武己	岩手大学農学部
委 員	大西 尚樹	森林総合研究所東北支所
委 員	鎌田 徹	小岩井農牧株式会社品質保証部
委 員	三浦 徹	東北電力株式会社葛根田地熱発電所
委 員	中川 真理子	雫石町婦人会
委 員	横手 克文	新岩手農業協同組合雫石支所
委 員	瀬川 俊夫	盛岡広域振興局保健福祉環境部
委 員	小澤 慶一	岩手県環境保健研究センター

(敬称略)